

III 総務・企画



1. 歴代特別職	29
2. 行政機構	31
3. 職員構成	33
4. 報酬・給与	34
5. 旅費	38
6. 職員の退職・研修	39
7. 総合計画	43
8. デジタル化	46
9. 行財政改革	48
10. 市町村合併	52
11. 公共交通	56
12. 情報管理	57
13. 広報広聴	59
14. 市民相談等	62
15. 国際交流	63
16. 表彰	68
17. 開発（港湾・干拓・土地開発）	69
18. 広域行政	79
19. 市庁舎	89
20. 坂本町復興計画	92

1 歴代特別職

(1) 市長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
坂田孝志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福島和敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中村博生	平成25年 9月 4日	平成29年 9月 3日	
中村博生	平成29年 9月 4日	令和 3年 9月 3日	
中村博生	令和 3年 9月 4日		

(2) 副市長(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
片岡楯夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐藤克英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畠坂純夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上野美麿	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永原辰秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
田中浩二	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
福島誠治	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		

(3) 監査委員(議見者)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
福嶋達期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡山元紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小嶋宣雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕川邦紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江崎眞通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
藤崎智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年10月31日	※
江崎眞通	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
上原治	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	令和 3年10月31日	※
江崎眞通	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		
上原治	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日		※

(注) 備考欄の※は非常勤を示す

(4) 監査委員(議会選出)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
渡辺俊雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田中安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢本善彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋本幸一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上村哲三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年 9月 3日	
福嶋安徳	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	平成30年 8月27日	
増田一喜	平成30年 9月21日	平成30年 9月22日	令和元年 9月30日	
古嶋津義	令和元年 9月30日	令和元年10月 1日	令和 3年 9月 3日	
前川祥子	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日	令和 4年 9月22日	
谷川登	令和 4年10月 5日	令和 4年10月 6日	令和 5年10月 2日	
北園武広	令和 5年10月 2日	令和 5年10月 3日		

(5) 教育長(任期3年) 平成27年3月までは任期4年

氏名	就任	退任	備考
増田國夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増田國夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉田浩一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広崎史子	平成24年10月 1日	平成27年 3月31日	
北岡博	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日	
北岡博	平成30年 4月 1日	令和 3年 3月31日	
北岡博	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
中勇二	令和 6年 4月 1日		

特別職現職者氏名

(6) 教育委員（任期4年）

(教育委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委員（教育長職務代理者）	渡邊 裕一	R 3. 11. 2～R7. 11. 1
委　　員	早田 蟒	R 3. 11. 2～R7. 11. 1
委　　員	澤村 瓦寛	R 4. 10. 6～R8. 10. 5
委　　員	丸山 智子	R 5. 10. 3～R9. 10. 2

(7) 公平委員（任期4年）

(公平委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	桑崎 雅介	R 3. 11. 2～R7. 11. 1
委員長職務代理人	高橋 知寛	R 6. 10. 15～R10. 10. 14
委　　員	山本 八重子	R 5. 10. 1～R9. 9. 30

(8) 固定資産評価審査委員（任期3年）

(固定資産評価審査委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	浅田 敏男	R5. 9. 22～R8. 9. 21
委　　員	稻田 新一	R5. 9. 22～R8. 9. 21
委　　員	野村 慎太郎	R5. 9. 22～R8. 9. 21

(9) 農業委員・農地利用最適化推進委員（任期3年）

(農業委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
会　　長	本田 友治	R6. 8. 1～R9. 7. 31
会長職務代理人	内田 孝光	R6. 8. 1～R9. 7. 31
会長職務代理人	橋本 一郎	R6. 8. 1～R9. 7. 31

※定数：農業委員19人、農地利用最適化推進委員29人

(10) 選挙管理委員（任期4年）

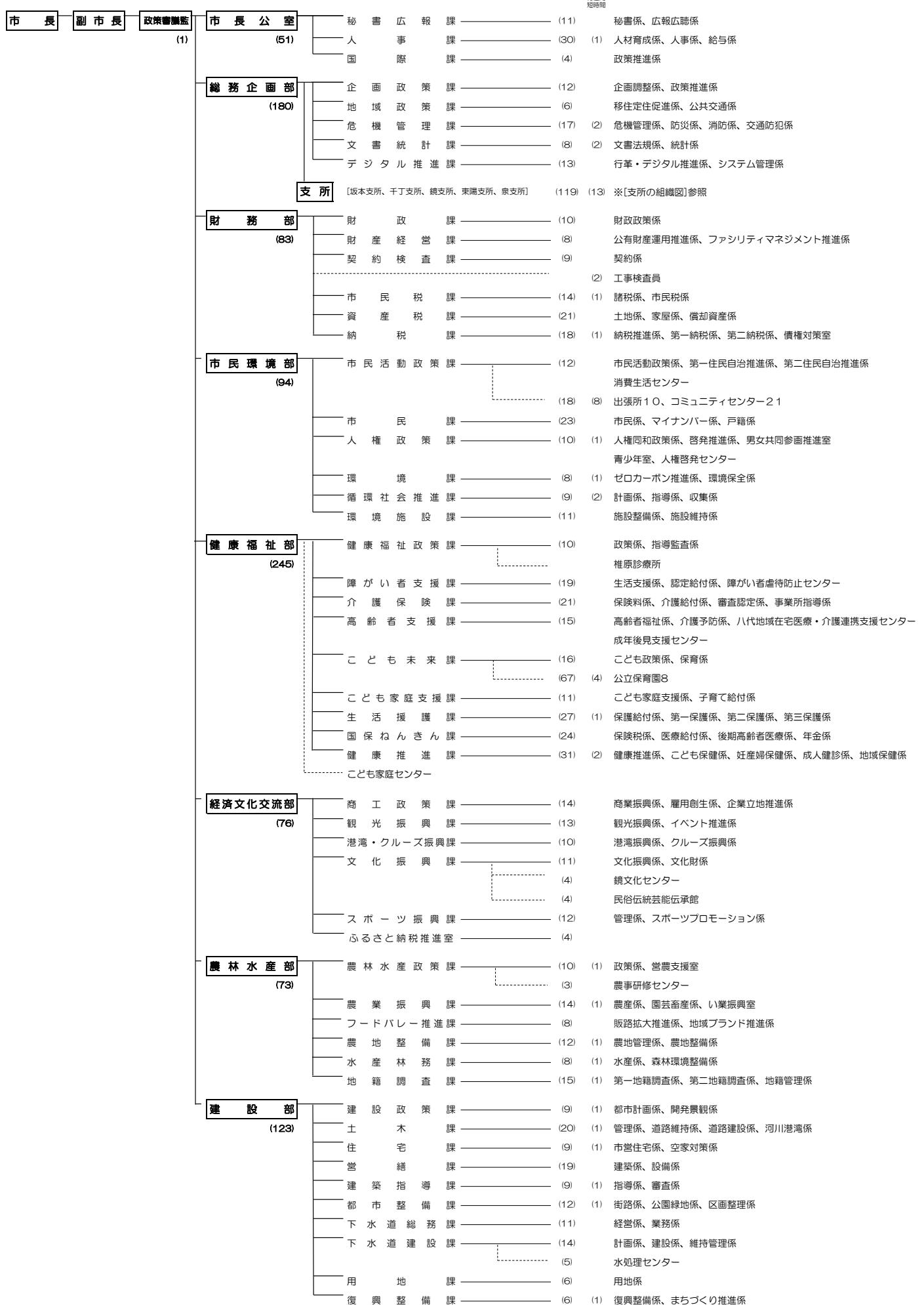
(選挙管理委員会)

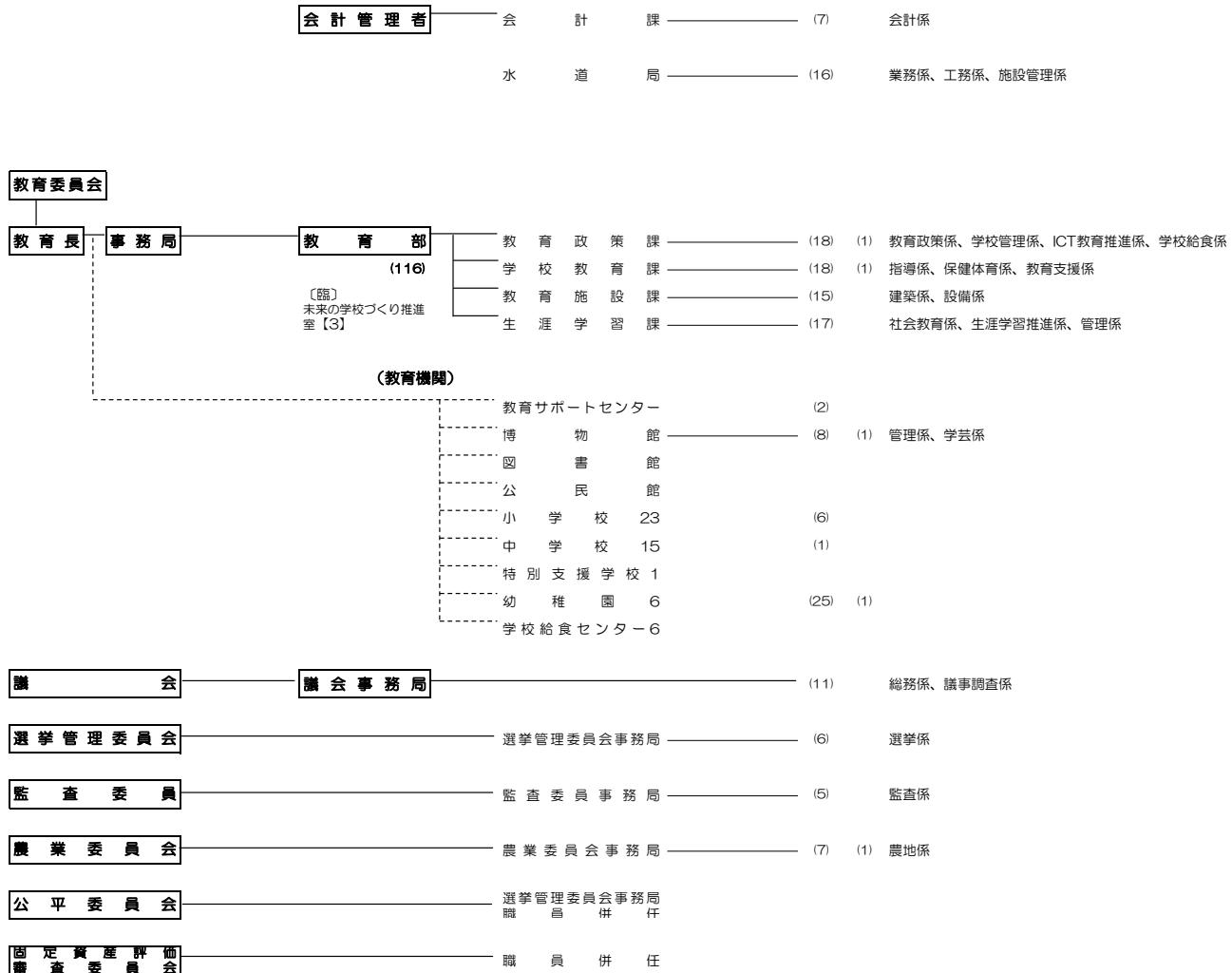
職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	高浪 智之	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委員長職務代理人	尾崎 信一	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委　　員	木本 博明	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委　　員	堀 泰彦	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補　　充　　員	稻本 俊一	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補　　充　　員	森 島 道則	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補　　充　　員	山崎 俊明	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補　　充　　員	澤村 修治	R3. 10. 30～R7. 10. 29

2 行 政 機 構

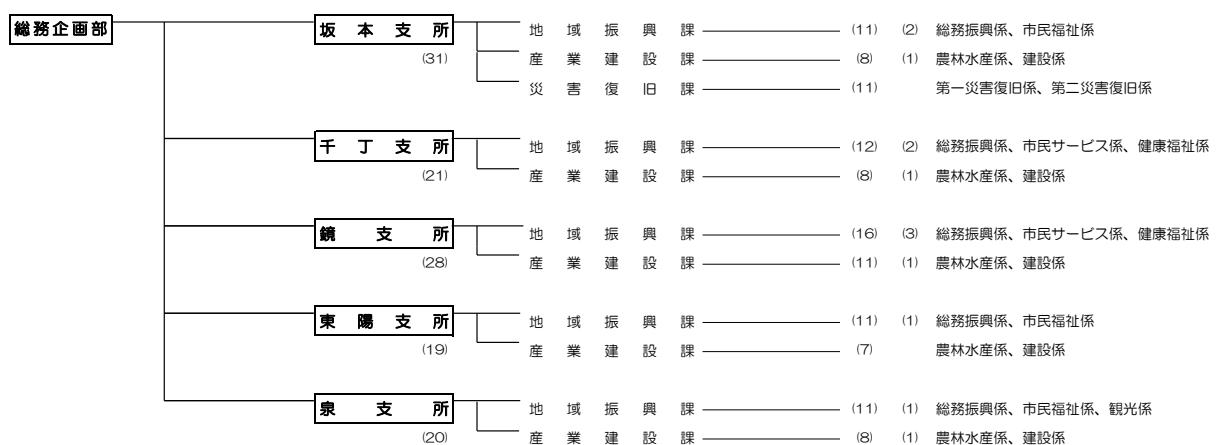
9 部 72課 182係

令和7年4月1日現在





※支所の組織図



【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本1051番地2	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田1502番地1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田453番地1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南1105番地1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫3188番地2	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太 田 郷 出張所	八代市井上町601番地1	0965-32-4995
八 千 把 出張所	八代市上野町1193番地1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町505番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市揚町800番地2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町61番地2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町383番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町730番地1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町1952番地	0965-39-0001
日 奈 久 出張所	八代市日奈久塩南町甲13番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町2432番地1	0965-38-9222

3 職 員 構 成

(1) 職員定数

改 �正 議 決 施 行 年 月 日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1	R4. 3. 18 R4. 4. 1
総 計	1, 329	1, 329	1, 329	1, 329
市長事務部局	1, 096	1, 081	1, 077	1, 076
議会事務局	10	10	10	11
選管委事務局	7	7	7	7
農業委事務局	8	8	8	8
監査委事務局	7	7	7	7
教育委員会	184	199	199	199
公平委事務局	1	1	1	1
水道企業	16	16	20	20

4 報酬・給与

(1) 主要特別職報酬給料額推移(月額)

単位：(円)

単位：(円)

職名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21	H30. 3. 23	R3. 3. 19	R6. 3. 22
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 4. 1
議長	497,000	493,000	506,000	490,000	506,000	
副議長	451,000	448,000	460,000	446,000	460,000	
議員	423,000	420,000	431,000	418,000	431,000	
市長	920,000	914,000	925,000	897,000	925,000	
副市长	736,000	731,000	744,000	721,000	744,000	
監査委員(識見常勤)	497,000	493,000	506,000	490,000	506,000	
監査委員(識見非常勤)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	
監査委員(議会選出)	27,600	27,600	27,600	27,600	27,600	
教育委員会委員	60,700	60,700	60,700	60,700	60,700	
教育長	644,000	639,000	674,000	653,000	674,000	
選挙管理委員会委員長	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100	
委員	26,900	26,900	26,900	26,900	26,900	
補充員 (日額)	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
公平委員会委員長	18,900	18,900	18,900	18,900	18,900	
委員	17,900	17,900	17,900	17,900	17,900	
農業委員会会長	46,000	46,000	40,000	40,000	40,000	
職務代理	39,500	39,500	33,500	33,500	33,500	
委員	36,800	36,800	30,800	30,800	30,800	
農地利用最適化 推進委員	36,800	36,800	30,800	30,800	30,800	
固定資産評価審査 委員会委員 (日額)	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	
適用用	H18. 4. 1～H21. 3. 31 までの特例 ・市長855,000円 ・副市长684,000円 ・監査委員(識見常勤)462,000円 ・教育長598,000円					

(2) 級別職員給料（月額）

(令和7年4月1日現在)

区分	職務の級	職員数(人)	給 料 (円)			摘要
			最 高	最 低	平 均	
行政職	7級	31	444,200	430,000	435,713	政策審議監、部（公室）長、議会事務局長、総括審議員、部（公室）次長、支所長、会計管理者、首席審議員、総括工事検査員、理事
	6級	72	413,300	406,000	408,186	部（公室）次長、支所長、危機管理監、理事、課長、議会事務局次長、事務局長、副館長、所長（課長級）、審議員
	5級	207	398,200	366,500	389,972	課長、議会事務局次長、審議員、課長補佐、地域事務所長、主幹、上席参事
	4級	307	386,100	326,600	367,322	主幹、係長、主査、参事
	3級	142	344,900	265,300	301,726	係長、主査、主任
	2級	201	308,500	231,500	259,685	主事、技師
	1級	116	258,100	188,000	224,636	主事、技師
技能労務職	5級	10	363,400	342,200	353,040	主任技師
	4級					主任技師
	3級					主任技師、技師
	2級					技師
	1級					技師
合 計		1,086			331,033	

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職を除く。 (級号給分布表より)

(注2) 特定任期付職員は除く。

(3) 初任給 (令和7年4月1日現在)

新制高校卒業	1級 5号給 (188,000円)
短期大学卒業	1級15号給 (204,400円)
新制大学卒業	1級25号給 (220,000円)

(4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H28	98.5	H31	97.4	R4	96.6
H29	98.1	R2	97.5	R5	96.0
H30	97.6	R3	96.8	R6	96.2

(5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部（公室）長、技監、議会事務局長	月額 70,900円
総括審議員	月額 67,900円
部（公室）次長、危機管理監、支所長、会計管理者	月額 60,200円
首席審議員	月額 57,200円
政策調整審議員、理事、総括工事検査員、課長（ただし、給料の調整に関する規則（平成17年八代市規則第40号）の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。）、市長公室審議員、総務企画審議員、財務審議員、市民環境審議員、健康福祉審議員、経済文化交流審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局次長	月額 47,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準（一般職）
6月	期末手当	1.725カ月分	1.725カ月分	1.05カ月分	1.25カ月分	1.25カ月分
	勤勉手当	—	—	1.25	1.05	1.05
	計	1.725	1.725	2.30	2.30	2.30
12月	期末手当	1.725	1.725	1.05	1.25	1.25
	勤勉手当	—	—	1.25	1.05	1.05
	計	1.725	1.725	2.30	2.30	2.30
合計	期末手当	3.45	3.45	2.10	2.50	2.50
	勤勉手当	—	—	2.50	2.10	2.10
	計	3.45	3.45	4.60	4.60	4.60

(注) 令7年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日 250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日 300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日 250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日 200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回 1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回 2,000円
感染症防疫作業手当	感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日 400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日 350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日 100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件 400円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日 800円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日 300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日 250円
訪問指導手当	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日 200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日 470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。	
	(ア)巡回監視に直接従事したとき。	1日 480円
	(イ)応急作業に直接従事したとき。	1日 730円
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月 65,000円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。		1日 300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円

5 旅 費

(1) 会議等出席費用弁償（議員のみ）

①支給範囲

- ア 議会の会議に出席したとき
- イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき
- ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

②支給額

- ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円
- イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円
- ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円
- エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

(2) 旅費

職名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市議会議員	円 37	円 3,000	円 14,800	円 3,000
市長	37	3,000	14,800	3,000
副市長・監査委員	37	2,700	13,100	2,700
教育長・教育委員	37	2,700	13,100	2,700
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)	37	2,700	13,100	2,700
一般職	6～7級の職務者	37	2,500	2,500
	5級以下の職務者	37	2,200	2,200

①鉄道賃

- ア 運賃の等級を 2 階級に区分する場合は、上級の運賃
- イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
- ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道 100km 以上は特別急行料金、片道 50km 以上は普通急行料金を支給
- エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50km 以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100km 以上のものに該当する場合に限り支給

②船賃

- ア 運賃の等級を 3 階級に区分する場合、地方自治法第 207 条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
- イ 運賃の等級を 2 階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
- ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
- エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
- オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに 2 以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃

③航空賃

航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給

④日当

熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の 2 分の 1 に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない

⑤宿泊料

旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する

⑥食卓料

水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する

⑦外国旅行

外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）

⑧市内出張旅費

- ア 在勤地から目的地までの距離が 8km 以上の市内出張の場合は、1km 当り 37 円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
- イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
- ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の 2 分の 1 に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

6 職員の退職・研修

(1) 職員の退職制度

早期退職希望者募集制度

目 的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
対 象 者	退職すべき期日において 45 歳の年齢から 60 歳に達する日前の者。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1) 会計年度任用職員 (2) 臨時の任用職員又は任期を定めて任用されている職員 (3) 懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募 集 人 員	10 名
募 集 期 間	当該年度の 10 月 31 日まで
退 職 す べ き 日	年度末までの間で市長が定める日

優 遇 措 置	①退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 20 年以上 25 年未満の職員には、退職手当は条例第 5 条を適用する。 ②退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 25 年以上の職員には、退職手当は条例第 6 条を適用する。（別記 1 参照）
---------	--

(別記1) 八代市職員退職手当支給条例に基づく支給率

退職事項 期間区分	第4条 (普通退職)		第5条 (中期勤務の定年退職等)		第6条 (長期勤務の定年退職等)		第6条の3 (早期退職の特例)		第7条 第7条の5
	第1項	第2項	第1項・第3項	第2項	第1項・第3項	第2項	第1項・第3項	第2項	
傷自己 病公務合 通勤災害	一 項以外の 自己都合	未十 一年 满勤 継定 年以上 十五年	一病未十 一・満一年 公務通勤外 を準用	一病未十 一・満一年 以上二 死亡・職過 傷病員、勤 務定	上年二 死亡、十 五 年 以上	用外通 死災害 一病 一項・ を公務	定期 早年 前二 退職者 年以上 勤	最高限 度額	るのす第 六條が次 に満たな い分職に 場合に手規 定上當定
1年未満									月額×270/100
1年以上 未満									月額×360/100
2年未満									月額×450/100
3年未満									月額×540/100
3年以上									
1年以下 月額×100/100×年数	月額×100/100×年数×60/100	月額×125/100×年数	月額×150/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢) ×0.03)×150/100×年数					
10年以下 月額×110/100×年数	月額×110/100×年数×80/100	月額×137.5/100×年数	月額×165/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢) ×0.03)×165/100×年数					
11年以下 月額×110/100×年数									
15年以下 月額×110/100×年数									
11年以下 月額×110/100×年数									
25年以下 月額×160/100×年数×90/100									
16年以下 月額×160/100×年数									
16年以下 月額×160/100×年数									
16年以下 月額×160/100×年数									
24年以下 月額×200/100×年数									
21年以下 月額×200/100×年数									
25年以下 月額×160/100×年数									
30年以下 月額×160/100×年数									
26年以下 月額×160/100×年数									
34年以下 月額×120/100×年数									
31年以上 月額×120/100×年数									
35年以上 月額×105/100×年数									
最高限度額									月額×60

(2) 職員研修制度

実 施 2024 年度

目 的 職務を遂行する上で必要な知識・技能を体系的かつ効率的に習得することで、職員が持つ能力を最大限に引き出し、組織力の向上につなげることを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階層別	新規採用職員研修	新規採用職員
	2年目職員研修	採用後2年目の職員
	中級1部研修	採用後5年目の職員
	新任主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
派遣	新任課長研修	課長職昇任者
	市町村職員中央研修所派遣研修	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
特 別	熊本県市町村職員研修協議会派遣研修	希望する職員
	人事評価（評価力強化）研修	全ての一次評価者
	人事評価（制度概要・目標設定・評価力強化編）研修	令和3年度から令和6年度までの新任係長
	人事評価（目標管理・自己評価・評価面談編）研修	平成29年度から令和2年度採用のスタッフ職員
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	スタッフ職員
	メンタルヘルス研修（ラインケア）	管理監督職員
	コンプライアンス研修	全職員
	庶務事務研修	希望する職員
	ハラスメント防止研修	集合研修：管理職員 eラーニング：監督職員・希望する職員
	メンター研修	メンター制度におけるメンター・メンティ、メンター・メンティに指定された職員が所属する係の係長
	監督職員研修	監督職員・希望する職員
	働きやすい職場環境づくり研修	課かい長
	政策立案研修	各部から選出
	キャリアデザイン研修	採用後3年目の職員・希望する職員
	接遇研修	新規採用職員・希望する職員
	再任用職員研修	60歳到達者・再任用職員
	公務員倫理研修	監督職級・希望する職員
	係長職員向け研修	監督職員
	コミュニケーション能力向上研修	新規採用職員・希望する職員

	交通安全意識向上研修	希望する職員
	業務改革講演会	管理職員・希望する職員
自己啓発	通信教育・IT研修・資格取得・DX人材育成研修	希望する職員

7 総合計画

(1) 新市建設計画（計画期間 平成 17 年度～令和 7 年度）

計画の主旨	新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第 3 条第 1 項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。		
新市づくりの理念	「創生」輝く新都八代」 一豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ－ 恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち 人と地域が主役のまち		
市の将来像			
将来目標人口	12 万人		
施策の大綱	・「実りのくに」づくり ・「躍りのくに」づくり ・「拠りのくに」づくり ・「誇りのくに」づくり		

(2) 第 2 次八代市総合計画（計画期間 平成 30 年度～令和 7 年度）

① 基本構想（要旨）

目的	第 2 次八代市総合計画は、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。
構成と期間	この計画は、基本構想、基本計画で構成する。
基本構想	・・・まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。 平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 力年の計画。
基本計画	・・・基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。 令和 4 年度から令和 7 年度を第 2 期の計画期間とする。（第 1 期：平成 30 年度から令和 3 年度）
市の将来像	しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”
目標年次	令和 7 年度
目標人口	12 万人
基本目標	誰もがいきいきと暮らせるまち
及び施策の大綱	・人権が尊重されるまちづくり ・安心して子どもを産み育てられるまちづくり ・支え合い健やかに暮らせるまちづくり
郷土を担い学びあう人を育むまち	・「生きる力」を身につけた未来を担うひとつづくり ・誰もが学べる生涯学習のまちづくり ・スポーツに親しむまちづくり ・郷土の文化・伝統に親しむまちづくり
安全	・安心・快適に暮らせるまち ・災害に強く安全・安心なまちづくり ・快適に暮らせるまちづくり ・暮らしを支えるまちづくり

- ・公共交通の充実したまちづくり
 - 地域資源を活かし発展するまち
 - ・活力ある産業と雇用を創出し魅力に満ちたまちづくり
 - ・交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくり
 - 人と自然が調和するまち
 - ・環境を支えるひとづくり
 - ・自然と共生するまちづくり
 - ・環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり
- 計画推進の方策
第三次八代市行財政改革大綱
- 改革の柱1 効率的な行政運営
改革の柱2 健全な財政運営
改革の柱3 情報化の推進
改革の柱4 市民参画の推進
改革の柱5 住民自治の推進

(3) 第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間 令和3年度～令和7年度）

計画の主旨

本総合戦略は、本市が直面している人口減少及び少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり発展し、活力あふれるまちを実現するため、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次八代市総合計画等を踏まえ、八代の未来を切り拓いていくための根幹となる施策の方向性を共有するために策定する。

目指すべき将来 基本的な考え方

- Society5.0において人と企業に選ばれるまち“やつしろ”の実現
- ◆AI、ICT、ロボット、ビッグデータ等を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を、誰一人として取り残さない、人に優しい形で推進します。
 - ◆令和2年7月豪雨からの復興、新型コロナウイルスによる社会の変容を踏まえた地方創生を目指します。
 - ◆SDGsの理念に沿った地方創生の取組を進め、持続可能な“やつしろ”的実現を目指します。

総合戦略の体系

基本戦略I 住みたいまち

1. 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
2. 全ての人が利便性を享受できるデジタル化の推進
3. 地域資源を活かした多様な交流の実現

基本戦略II 働きたいまち

1. 挑戦する人と企業を応援するまちづくり
2. 稼げる農林水産業の推進
3. 南九州のゲートウェイ「八代港」の利用促進

基本戦略III 育てたいまち

1. 次代を担う子供の育成
2. 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり
3. 仕事と家庭を両立しながら楽しく子育てできるまちづくり

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
 (旧デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ)

事業期間	事業名
H28～R2	海外クルーズ船寄港を活かした観光・物産プロジェクト
H28～R2	八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業
R1～R3	八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業
R3～R5	ウェルネスフードを核とした商流拠点づくりプロジェクト
R3～R5	DXによる八代圏域ツナガル推進事業
R4～R6	スマート農業技術の導入を軸とした担い手不足の解消と農業所得の向上
R4～R6	デジタル医療MaaS推進事業
R4～R6	アフターコロナを見据えたアウトドアツーリズム振興による関係人口の創出
R5～R7	八代の儲かるアサリ漁業のV字回復に向けた産学官連携プロジェクト
R6～R8	アジア圏への八代産品輸出促進事業

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
 (旧デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ)

事業期間	事業名
R4	地域商社による地域の魅力発信事業
R4	サテライトオフィス等整備事業
R4	被災地等におけるインフラ復旧情報のデジタルマップ化
R5	スマート避難所システム構築事業
R5	八代市入札契約関連事務システム導入事業
R5	観光プロモーション充実・強化及びデータマーケティング利活用事業
R5	市役所窓口における手数料等のキャッシュレス化推進事業
R6	くまもと農地GISを活用した情報共有化事業
R7	市民サービス向上のための公開型GIS構築事業
R7	衛星画像解析活用漏水調査事業

8 デジタル化

(1) 八代市デジタル化推進基本計画

策 定 令和4年2月

基本理念 ICT等の先端技術を活用し、地域課題の解決とサービスの効率化・高度化を図り、「安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”」を目指します。

取組の方向性 ◆方向性1 地域課題の解決

◆方向性2 行政サービスの変革

◆方向性3 協働と連携によるデジタル社会の実現

スローガン デジタルでつながる未来都市～Move Forward!八代～

計画期間 令和4年度から令和7年度までの4年間

重点取組 ①大規模災害時等における情報収集・提供体制の再構築及び避難所運営の効率化（防災）

②スマートフォンやマイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡大、
公共施設オンライン予約等、デジタル市役所の推進（市民サービス）

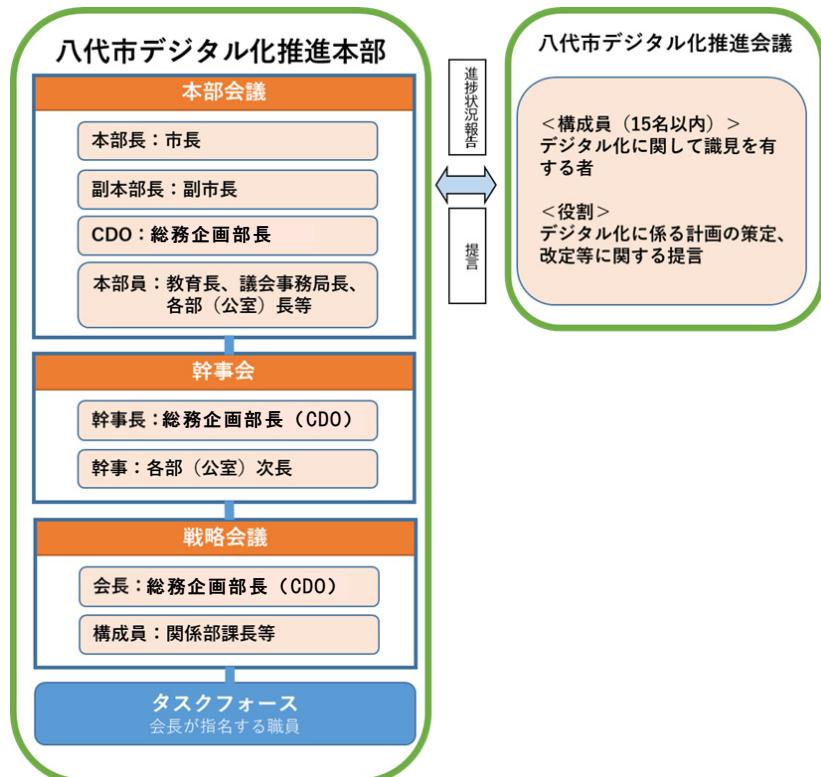
③デジタル技術を活用した医療サービスの提供（医療・保健・福祉）

④稼げる農業の構築及び担い手確保に向けたスマート農業推進プロジェクトの実施（農業）

個別施策 「防災分野」「市民サービス分野」「医療・保健・福祉分野」「農林水産分野」「商工分野」「観光分野」「教育分野」「交通分野」「行政分野」

主な取組 デジタル医療 MaaS（実証）、スマート農業推進プロジェクト、行政手続きのオンライン申請（111種類）、公共施設オンライン予約管理システム（83施設）、出張スマホ教室（令和6年度：全21回291名参加）、やつしろ道路情報マップ（Ydマップ）、市立図書館資料のICタグシステム（貸出・返却非対面化）、マイナンバーカードのオンライン申請専用タブレット、スマート避難所システム（はちパス）、市役所窓口のキャッシュレス決済、やつしろポータル

推進体制



(2) デジタル化を担う人材の育成

職員それぞれの職務に応じた、デジタルツールの活用スキル、課題解決力、マネジメント能力が求められることから、各職階に応じた標準的な知識を習得するための研修計画を策定し、実施している。

役職	求められる役割
部長・次長級	<ul style="list-style-type: none"> ・横断的な視点からデジタル化施策・事業の提言や支援 ・デジタル化施策の評価・調整 ・部（公室）内のDXの推進
課長・課長補佐・係長級	<ul style="list-style-type: none"> ・所属職員のDX人材としての育成・指導 ・部署内の情報資産の管理・監督 ・デジタル技術を活用した施策の立案
DX推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化に関する知識の普及や技術の啓発 ・デジタル技術を活用した業務改善 ・データに基づく事業見直し
全職員 (上記を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化の意義の理解 ・必要なリテラシーの向上

(3) 地域情報化推進事業

①光ブロードバンド整備

目的 市民が情報化社会の恩恵を等しく享受できるよう地域間格差を解消するため、未整備地区における光ブロードバンドの整備を推進する。

整備期間 令和元年度から令和4年度までの4年間

運用開始 令和元年度 龍峯地区

令和2年度 日奈久・二見・鏡沿岸部地区

令和3年度 東陽・泉地区

令和4年度 坂本地區

事業費

○光ブロードバンド整備に要する経費

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
総事業費	172,400千円	517,900千円	584,700千円	526,100千円	1,801,100千円
事業者負担分	142,400千円	287,900千円	207,700千円	218,100千円	856,100千円
市補助額	30,000千円	230,000千円	377,000千円	308,000千円	945,000千円

②公共施設 Wi-Fi 整備

目的 だれもがデジタル化の恩恵を受けられるよう情報インフラとして公共施設のWi-Fi整備を推進する。

整備期間 令和4年度から令和7年度までの4年間

整備状況

年度	施設	工事費	備考
R 4	コミュニティセンター 10か所	10,142千円	代陽・太田郷・麦島・松高・八千把・昭和・宮地・日奈久・東陽・泉
R 5	コミュニティセンター 8か所	8,459千円	八代・植柳・郡築・二見・龍峯・鏡・金剛・千丁
R 6	高田コミュニティセンター、八代市保健センター	2,136千円	

9 行財政改革

(1) 八代市の行財政改革

①八代市行財政改革推進本部

設置	平成 17 年 10 月 7 日
目的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要事項に関すること。
組織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部（公室）長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹事会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。
②八代市行財政改革推進委員会	
設置	平成 17 年 12 月 26 日（第 3 期：平成 29 年 7 月 3 日）
目的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組織	委員は 10 人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(2) 行財政改革の取組

①第二次八代市行財政改革

基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』」 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続ながら、今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186 項目 ・行政運営力の向上 一行財政運営の改革— ・組織力の向上 一組織人財の改革— ・地域力の向上 一市民協働の推進—
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 30 年 3 月まで
目標果額	約 49 億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて

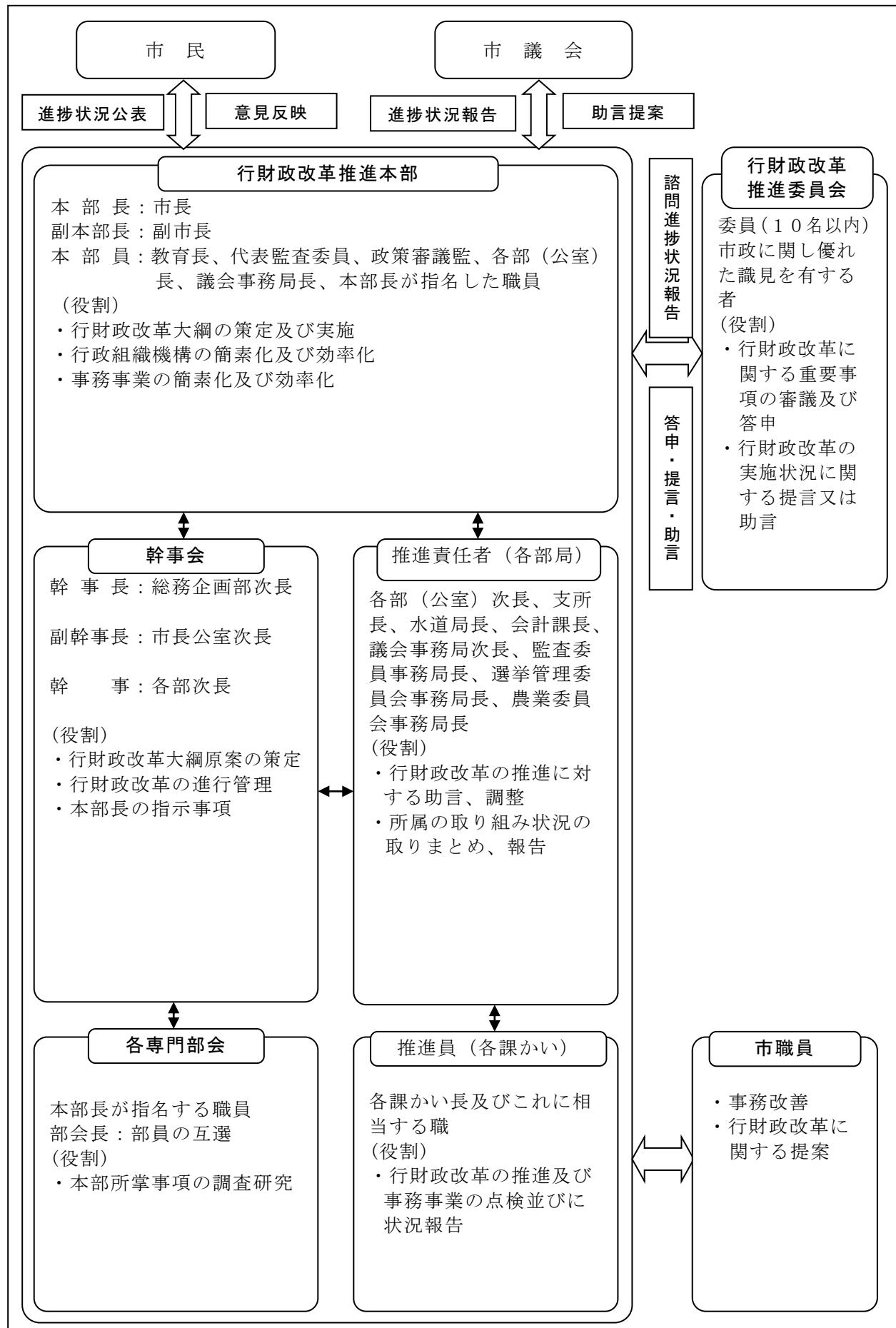
◆取組結果

効果額約 54 億円（※歳入増加・歳出削減合わせて）で目標額を上回る成果を上げた。
また、全 186 項目の取組項目のうち 148 項目（全体の約 80%）が目標を達成し、残る 38 項目（約 20%）は、未達成であった。

②第三次八代市行財政改革

基本方針	「市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して」 総合計画を下支えする取組みであり、計画推進の方策として位置づけている。これまでの「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で推し進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して推進する。 効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進
改革が目指すもの	第 1 期実施計画:149 項目、第 2 期実施計画:44 項目
取組事項	平成 30 年 4 月から令和 8 年 3 月まで
計画期間	第 1 期実施計画：約 19 億円、第 2 期実施計画：約 90 億円
目標額	※歳入増加・歳出削減合わせて

八代市行財政改革推進体制



(3) 本市の特徴的な取組

○民営化等推進事業

経緯	・第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。平成29年度に「八代市アウトソーシング推進に関する基本方針」を策定し、第三次行財政改革実施計画において、アウトソーシングに関する取組項目を掲げる。
目的	・関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。
内容	・受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。 民間でできるものは民間に委ねる改革の実施 民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。 民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの。

◆民営化事例

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員50人） | 平成26年4月1日民営化 |
| ・北新地保育園（入所定員60人） | 平成27年4月1日民営化 |
| ・白島ぎんが保育園（入所定員45人） | 令和2年4月1日民営化 |
| ・河俣保育園（入所定員20人） | 令和5年4月1日民営化 |

○目標管理制度

目的	市の総合計画、市長の政策公約その他の方針等に基づく組織の目標を明確にし、組織の目指す方向及び役割を共有することにより、組織の活性化及び組織力の向上を図り、もって市政運営の計画的かつ柔軟な推進に資することを目的とする。
施行年月日	平成27年4月1日
対象組織	部に相当する組織及び課かい
対象期間	毎年度における4月1日から翌年の3月31日までの間
手法（事務の流れ）	<p>①各部における組織目標（重点施策）の設定（4月）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②各課における組織目標（重点事業）の設定（4月）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③目標達成状況の確認（3月）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④翌年度の目標設定に活用・反映</p>

○行政評価

行政評価の目的

市行政内部及び市民の視点で、市の施策・事務事業について評価・見直しを行うことで、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。

評価の対象	施策及び事務事業とする。
評価の方法	<p>ア 施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価 各部（公室）において、部（公室）長が行政評価の責任者となり、所管する施策について施策評価シートに基づき、自ら評価を行う。 ・外部評価 施策について実施する市民意識調査で評価を行う。 ・最終評価 八代市行財政改革推進本部が、外部評価の結果を受けて施策の所管部（公室）が整理した取組方針の内容を踏まえて最終的な評価及び取組方針の決定を行う。
評価の区分	<p>イ 事務事業</p> <p>各課において、課長が行政評価の責任者となり、所管する事務事業について事務事業票に基づき、所管部（公室）長等との協議を経て、自ら評価を行う。</p> <p>ア 施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進んでいる ・現状維持 ・進んでいない <p>イ 事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要、廃止、完了等 ・民間による実施 ・市による実施 <ul style="list-style-type: none"> 規模縮小 現行どおり 規模拡充
評価結果の公表	評価結果は、市ホームページ等で公表する。
評価結果の活用	評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用する。

(4) 広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。

○実績

- ・市ホームページバナー広告
- ・公用封筒への広告記載
- ・市民課等窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料
- ・広告入り庁舎等案内図
- ・広告入り印刷物発行「八代市暮らしの便利帳」
- ・八代市総合体育館へネーミングライツ導入「八代トヨオカ地建アリーナ」(第1期：令和元年4月1日～令和6年3月31日、第2期：令和6年4月1日～令和11年3月31日)
- ・やつしろハーモニーホールへネーミングライツ導入「桜十字ホールやつしろ」(第1期：令和2年4月1日～令和7年3月31日、第2期：令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(5) 入札監視委員会

導入概要	入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では、平成17年8月1日入札監視委員会設置要綱を定め、毎年度4回の定例会議を開催している。
組織構成	学識経験者等による第三者で構成。
①委員数	5名（技術分野2名・法律分野1名・経済分野1名・その他1名）
②委員の任期	2年
③委員会の回数	定例会議：毎年度4回 臨時会議：必要に応じて
目的	入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。
役割	<p>①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。</p> <p>そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。</p> <p>②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。</p>

令和6年度

入札契約方式別件数

入 札 契 約 方 式	件数
総 件数 ((1)+(2)+(3))	325
(1) 一般競争入札	73
(2) 指名競争入札 (①～⑨)	217
①1億5000万円以上	0
②1億円以上1億5000万円未満	0
③5000万円以上1億円未満	0
④3000万円以上5000万円未満	0
⑤1000万円以上3000万円未満	84
⑥500万円以上1000万円未満	65
⑦300万円以上500万円未満	46
⑧130万円以上300万円未満	21
⑨130万円未満	1
(3) 隨意契約	35

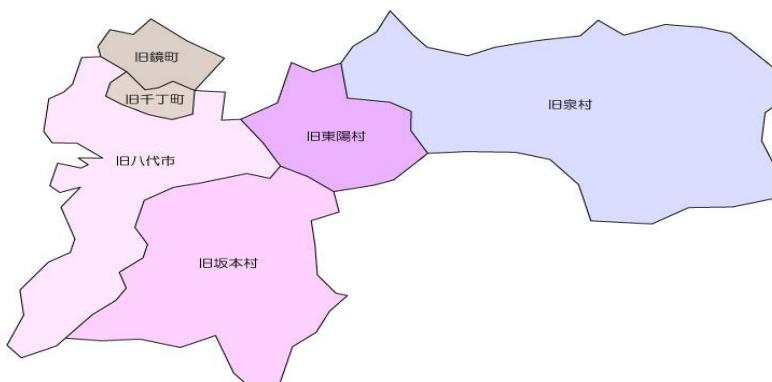
10 市町村合併

(1) 八代地域の市町村合併の概要

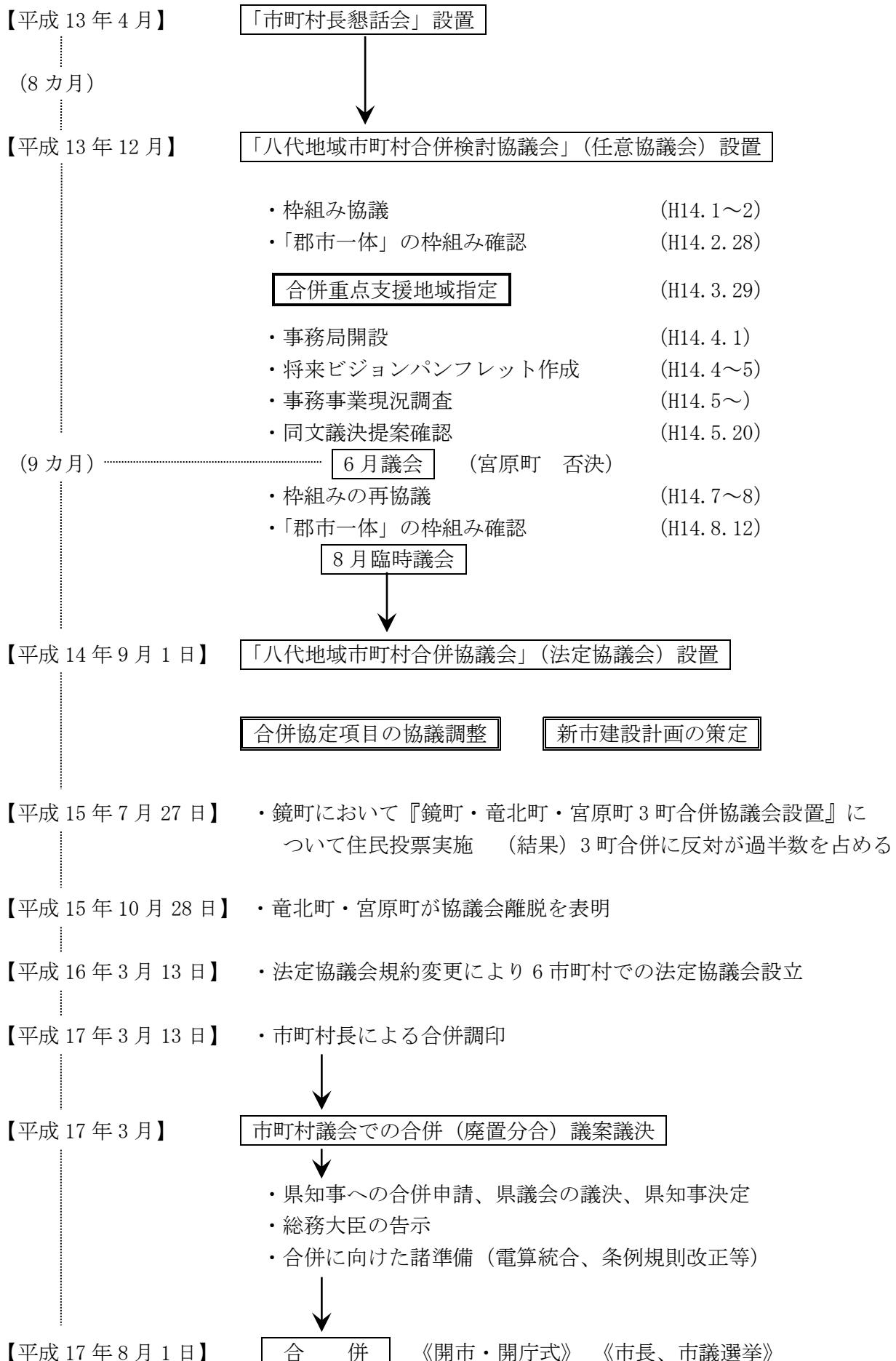
- 八代地城市町村合併協議会
 - ・平成14年9月1日 法定協議会設置
 - ・平成17年7月31日 法定協議会解散
- 合併後の総人口 136,886人
- 合併後の総面積 680.24 km²
- 合併方式 新設合併
- 新市の名称 八代市
- 合併日 平成17年8月1日
- 合併地域図

旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)
八代市	103,976	146.85
坂本村	5,208	162.82
千丁町	6,896	11.18
鏡町	15,681	28.24
東陽村	2,659	64.56
泉村	2,466	266.59

(※平成17年国勢調査による)



(2) 八代地域市町村合併までの経緯



(3) 地域審議会

設置目的	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置。
設置期間	平成17年8月1日～平成28年3月31日
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ○市長の諮問に応じて審議・答申する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更に関する事項 ・新市建設計画の進捗状況に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・その他、市長が必要と認める事項 ○地域審議会から市長に意見を述べる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の執行状況に関する事項 ・住民自治に関する事項 ・情報提供に関する事項 ・その他、審議会が必要と認める事項
組織	委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担当課等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画振興部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所地域振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	11(1)人	千丁支所地域振興課
鏡地域審議会	旧鏡町	12(2)人	鏡支所地域振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所地域振興課
泉地域審議会	旧泉村	10(0)人	泉支所地域振興課

※表中の委員数は、第6期(平成27年度)を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

答申	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治によるまちづくりの推進について(平成19年1月26日答申) ○八代市総合計画基本構想について(平成19年3月19日答申) ○新庁舎建設候補地の優先順位について(平成26年11月26日答申) ○新市建設計画の変更について(平成26年11月26日答申)
----	--

(4) 八代市地域づくり会議

設置目的	合併協議により設置された地域審議会が、平成28年3月31日で設置期間満了となったことから、市民の意見をきめ細やかに市政に反映させ、市域全体の一体性を基本とする個性豊かな地域づくりの推進に資するため設置
設置期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの推進のため市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言 ○市長に意見を述べる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の検証に関する事項 ・地域に係る施策及び課題に関する事項 ・その他地域づくり会議が必要と認める事項

組 織	委員は、30人以内とし、市内に住所を有する者で、地域・年齢・性別等に偏りがないよう配慮
委員任期	市長が委嘱した日から翌年度の3月31日まで

(5) 地域振興施設

①振興センターいづみ（八代市泉町柿迫3188-2）

事 業 費	606,194千円
整 備 年 度	平成7~8年度
構 造	鉄筋コンクリート造 3階建
敷 地 面 積	1,410 m ²
建 築 面 積	563.77 m ²
主 な 施 設	1階 管理事務所、消費者センター室、横田診療所、八代市立泉歯科診療所、倉庫 2階 八代市泉支所、八代市商工会泉支所 3階 研修ホール

②振興センター五家荘（八代市泉町椎原148、旧泉第七小学校）

整 備 年 度	昭和54年度
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷 地 面 積	1,781 m ²
建 築 面 積	718 m ²
主 な 施 設	1階 事務所、会議室、健康増進室、調理室、コミュニティホール 2階 レクレーションホール

11 公共交通

(1) 八代市乗合タクシー運行事業

目 的 市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。

施行年月日 平成22年10月1日～ 坂本地域、東陽地域、泉地域で運行開始

事 業 内 容 ○坂本地域

『百濟来～坂本線』予約運行 平日 往路4便、復路5便

土・日・祝祭日 各3往復運行

『渋利～坂本線』予約運行 火・木 各1往復運行

『中津道～坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 平日 往路1便、復路2便

『鮎帰～坂本線』定期運行 平日 往路3便、復路4便

『鮎帰～坂本線』予約運行 土・日・祝日 各3往復運行

『鮎帰～坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日

各1往復運行

『深水～坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日

各1往復運行

『深水～八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火・木・金曜日

往路1便、復路2便

○東陽、泉地域

『河俣～種山線』定期運行 平日 往路3便、復路4便

『河俣～種山線』予約運行 土・日・祝日 各3往復運行

『河俣～種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日

各1往復運行

『小浦～種山線』予約運行 火・金曜日 各1往復運行

『落合～種山線』予約運行 每日 各3往復運行

『岩奥～落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

『古園～落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

○その他の地域

『平和町線（右廻り・左廻り）』定期運行 每日 各4便

『東町線』予約運行 每日 4往復運行

『産島線』予約運行 每日 往路6便、復路5便

『日奈久～坂本線』予約運行 每日 6往復運行

『高田線』予約運行 平日 各2往復運行

『鏡町線』予約運行 月～土曜日 各2往復運行

『文政線』定期運行 平日 往路2便、復路3便

土・日・祝日 各3往復運行

『坂本線』定期運行 平日 各10往復運行

土・日・祝日 往路7便、復路6便

『日奈久温泉ライン（金剛経由）』定期運行 平日 各6往復運行

土・日・祝日 各6往復運行（内3往復はウインズ八代～八代市役所前）

『種山線』定期運行 平日・土曜日 各2往復運行、日・祝日 各1往復運行

12 情 報 管 理

(1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実 施 機 関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公 开 内 容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費 用 負 担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚 10 円）

公 开 実 績 (令和 6 年度) (件)

実 施 機 関	全部公開	部分公開	非公開	取下げ
市長公室	0	0	1	0
総務企画部	3	0	0	0
財務部	2	6	0	0
市民環境部	4	8	1	0
健康福祉部	0	2	0	0
経済文化交流部	1	4	0	0
農林水産部	1	2	0	0
建設部	9	16	6	0
教育委員会	2	4	0	0
水道局	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
合計	22	42	8	0

(2) 個人情報の保護に関する法律・八代市個人情報の保護に関する法律施行条例

施行年月日	令和 5 年 4 月 1 日 ※法の適用日 同日
目 的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実施機関等	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、久連子財産区及び椎原財産区

【実施機関等が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①保有の制限等 実施機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- ②利用及び提供の制限 実施機関等は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

③安全管理措置 実施機関等は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

④事務の登録 実施機関等は、個人情報を取り扱う事務を開始し、又は変更しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

【開示、訂正及び利用停止】

①開示請求 実施機関等が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。

②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。

③利用停止請求 個人情報が「保有の制限等」や「利用及び提供の制限」に反して取り扱われているときは、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

これらの請求 実施機関等に自己に関する個人情報が保有されている者
のできる者

費用負担 ①閲覧手数料は無料

②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

開示実績（令和6年度）

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	健康福祉部	1
		総務企画部	1
		市民環境部	3
		健康福祉部	8
	部分開示	建設部	1
		教育委員会	1
		市民環境部	4
		健康福祉部	1
合計			20

13 広報広聴

(1) 広報やつしろ

創 刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲 載 事 項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適當と認めた事項
サ イ ズ 及 び	A4 版
ペ 一 ジ 数	28 ページ
発 行 回 数	月 1 回 年間 12 回
発 行 部 数	1 回につき 49,800 部
配 布 先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など（無料）
配 布 方 法	市政協力員

(2) 市長への手紙

事 業 目 的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事 業 期 間	平成 14 年 6 月 1 日～
事 業 概 要	専用の提言用紙と投函箱などを市の公共施設に設置し、提言をいただいた内容について市長が提言者へ回答する。
令和 6 年度実績	受付数 164 件、提言数 172 件
令和 5 年度実績	受付数 166 件、提言数 194 件
令和 4 年度実績	受付数 198 件、提言数 228 件
令和 3 年度実績	受付数 85 件、提言数 91 件
令和 2 年度実績	受付数 46 件、提言数 64 件

(3) まちづくり出前講座

事 業 目 的	市民団体等が主催する集会等に97の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事 業 実 施	平成 15 年 9 月 1 日～
対 象 者	市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実 施 日 時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間
事 業 内 容	市民団体等がメニューの中から講座を選び、申し込む。担当する課の職員が指定された日時・場所に出向いて、講座の内容に関する事業や現状、方向性について説明を行う。
令和 6 年度実績	受付件数 123 件
令和 5 年度実績	受付件数 100 件
令和 4 年度実績	受付件数 74 件
令和 3 年度実績	受付件数 28 件
令和 2 年度実績	受付件数 17 件

(4) エフエムやつしろ

開局期日 平成9年10月1日
開設目的 地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会社名 株エフエムやつしろ（愛称：かつぱFM）
資本金 8,600万円（うち市出資額800万円）
可聴エリア 八代市、近隣自治体の一部等

(5) FM放送 市役所だより「やつしろインフォメーション」

放送委託料 4,013千円/年間
市政番組放送 月～金曜日の午前10時～10分間
(なお、放送局が自発的に無償で午後2時50分から再放送を実施中)

(6) 八代市ホームページ

開設経緯 市内外への地域情報の発信を行うため市のホームページを平成10年2月23日に開設。
平成22年3月1日、平成28年3月1日にリニューアルを行い、令和6年10月に3回目のリニューアルを実施した。
アドレス <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/>
経費 1,155,000円/年間
掲載項目 ・暮らし・行政 ・子育て情報 ・観光情報
 ・移住定住 ・ふるさと納税 ・広告など

(7) 市政懇談会

事業目的 市政の見える化を推進するため、市長が市内各地域を巡回し、市の政策や重点事業の進捗状況等を報告するとともに、市民の意見を伺い市政運営の参考とする。
事業実施 令和5年・6年
開催時間 午後7時～8時30分
開催場所 市内21地域のコミュニティセンター等
内容 ・市政報告（市長）
 ・参加者との意見交換
令和6年度実績 10地域 参加者数：337人
令和5年度実績 11地域 参加者数：475人

(8) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供・放送局のテレビジョン放送の再送信・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供・非常災害及び緊急時の通報及び連絡・教育及び文化に関する情報の提供・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達・加入者相互の通信及び通話業務の提供・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供
使用料	ケーブルテレビ 一般世帯 1,250 円 事業所 1,780 円

①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開局期日	平成 17 年 4 月 1 日（一部開局） 平成 18 年 4 月 1 日（全面開局）
対象区域	坂本町の全域
総事業費	873,558 千円
財源内訳	国庫補助 76,840 千円、県支出金 13,622 千円 地方債 552,900 千円、一般財源 230,196 千円
加入者数	746 世帯（令和 7 年 3 月末現在）

②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開局期日	平成 16 年 4 月 1 日
対象区域	東陽町の全域
総事業費	570,544 千円
財源内訳	国庫補助 190,181 千円、地方債 380,300 千円 一般財源 63 千円
加入者数	644 世帯（令和 7 年 3 月末現在）

③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開局期日	平成 17 年 4 月 1 日
対象区域	泉町の全域
総事業費	856,231 千円
財源内訳	国庫補助 95,101 千円、地方債 713,300 千円、 一般財源 47,830 千円
加入者数	570 世帯（令和 7 年 3 月末現在）

◎平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者制度導入

◎令和 5 年 3 月 31 日で東陽町・泉町のインターネットサービスを終了

◎令和 6 年 3 月 31 日で坂本町のインターネットサービスを終了

※民間の光ブロードバンドサービスが開始したため

14 市民相談等

(1) 市民相談室

令和6年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催回数	相談件数
行政なんでも相談	行政相談委員	毎月第2・4火曜 9:00～12:00	23	5
人権・心配ごと相談	人権擁護委員	毎月第1金曜 10:00～15:00	10	2
司法書士法律相談	司法書士	毎月第2月曜 10:00～12:00	12	85
労働・社会保険労務相談	社会保険労務士	毎月第3火曜 10:00～12:00	12	6
建築相談	建築士	毎月第2木曜 13:00～15:00	12	8
税務相談	税理士	毎月第3水曜 10:00～12:00	12	28
身体障がい者相談	身体障害者相談員	毎月第3木曜 10:00～15:00	12	0
成年後見制度相談	司法書士	毎月第3金曜 10:00～12:00	12	7
遺言相談	公証人	毎月第2水曜 9:30～11:30	12	10
弁護士法律相談	弁護士	毎月第2・4金曜 10:00～16:00	24	188
消費生活相談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 9:00～19:00	243	1,033 (新規のみ)
女性の悩みごと相談	女性相談支援員	月曜～金曜 9:00～17:00	241	239(延べ)
ひとり親家庭自立支援相談	母子・父子自立支援員	月曜～金曜 9:00～17:00	241	130(延べ)
市民生活相談	市民生活相談員	月曜～金曜 9:00～15:45	243	324
入管問題相談	行政書士	2.5.8.11月の 第3火曜 13:00～15:00	4	5

(2) 消費生活センター

名 称 八代市消費生活センター
 住 所 八代市松江城町1-25(八代市役所2階) 電話 0965-33-4162
 目 的 消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。

事 業 内 容

- ・消費生活に関する相談及び苦情の処理
- ・消費者啓発のための講演会、講座等の開催
- ・消費生活に関する情報収集及び提供
- ・平成29年度より八代市・氷川町・芦北町による消費者行政広域連携

消費生活専門相談員による相談日及び相談時間

月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00 木曜日…9:00～19:00

[氷川町での出張相談] 毎月第2火曜日…10:00～17:00

[芦北町での出張相談] 每月第4火曜日…10:00～17:00

相 談 件 数 1,033件(令和6年度新規のみ)

15 國際交流

(1) 友好提携都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成8年3月5日友好都市協定締結）

① 北海市の概要

位 置 中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口（香港の西方約500km）
気 候 亜熱帯海洋性気候
平均気温 22.9°C、平均年間降雨量 1,775 mm
人 口 約185.3万人（2020年）
大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。
主要産業 電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。
特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。
特 色 1984年には中国に14ある沿海開放都市の1つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が24kmも続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。2010年11月には、中華人民共和国国務院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

② 交流事業

- 令和6年度 1) 八代市青少年友好派遣団派遣
2) 八代市行政訪問団派遣
3) 広西壮族自治区訪問団受入れ
4) 友好都市を紹介するパネル展示
- 令和4年度 1) 八代中学校と北海市外国語実験学校の生徒によるオンライン交流
- 令和3年度 1) 25周年記念 写真パネル展開催（北海市12月／八代市3月）
※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため
相互訪問交流は実施なし
- 令和2年度 1) 担当部局によるオンライン会議の実施
※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため
相互訪問交流は実施なし

台湾基隆市（平成30年4月19日友好交流協定締結）

① 基隆市の概要

位 置 台湾の最北端（台北市から東方約30km）
気 候 温暖湿潤気候
平均気温 25.4°C、平均年間降雨 3,755 mm
人 口 約36.1万人（2025年4月）
特 色 戦前の日本が残した都市基盤を下に、軍用共用の港湾都市として発展。基隆港は台湾第4位の貨物取扱量を誇り、港周辺の整備による観光化が進められ、大型クル

ズ客船等の船舶による観光客数が多い。国際的なターミナル港として発展が見込まれている。

② 基隆市との交流

- | | |
|---------|--|
| 令和 6 年度 | 1) 八代市行政訪問団派遣
2) 基隆市中元祭への出席
3) 友好都市を紹介するパネル展示
4) 青少年交流（バドミントン） |
| 令和 5 年度 | 1) 5 周年記念 市民使節団による相互訪問
2) 5 周年記念 パネル展の開催
3) 青少年交流（バトミントン）
4) 「くまもと県南フードバレーフェア IN 台湾基隆市」開催 |
| 令和 4 年度 | 1) 行政代表団による相互訪問
2) 青少年交流（バドミントン） |
| 令和 3 年度 | 1) 「八代物産展 in 基隆」開催 |
| 令和 2 年度 | 1) 基隆市からマスクの寄贈
2) オリンピックホストタウン交流事業での基隆市長からのメッセージ動画放映 |

台湾新竹市(令和 6 年 9 月 29 日友好交流協定締結)

① 新竹市の概要

- | | |
|-----|---|
| 位 置 | 台湾の北西部（台北市から南西約 60 km） |
| 気 候 | 温暖湿潤気候 平均気温 22.6°C、平均年間降雨 1,639 mm |
| 人 口 | 約 45.6 万人（2025 年 4 月） |
| 特 色 | 元々の名称を竹塹といい、城の防衛のために竹を植えたことに始まる。1982（昭和 57）年に省轄市となった。冬の季節風が強く、「風の街」と呼ばれている。この風を活かして乾燥させたビーフンが特産品である。1980（昭和 55）年に新竹科学園区が設置され、TSMC をはじめとする世界的な半導体企業の本社や工場が立地し、台湾のシリコンバレーと呼ばれている。 |

② 新竹市との交流

- | | |
|---------|---|
| 令和 6 年度 | 1) 八代市行政訪問団派遣
2) 青少年交流（バドミントン）
3) 八代市・新竹市友好交流協定調印式
4) 友好交流協定の施行に関する覚書締結
5) 友好都市を紹介するパネル展示 |
| 令和 5 年度 | 1) 青少年交流（バドミントン）
2) 八代市代表団派遣 |

(2) 「異文化たいむ～世界のことを学ぼう～」出前講座

趣　　旨　県内在住の JICA 海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによって、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。

対　　象　市内小中学校

実　　績　令和 6 年度 参加者：418 名
(文政小、二見中、東陽小、八千把小、二見小、太田郷小、麦島小)
令和 5 年度 参加者：586 名
(鏡小、東陽中、二見中、太田郷小、東陽小、文政小、松高小、八千把小)
令和 4 年度 参加者：554 名
(二見中学校、鏡小学校、日奈久中学校、東陽小学校、泉小・中学校、太田郷小学校、千丁小学校、八代小学校、八千把小学校)
令和 3 年度 参加者：473 名
(二見中学校、第六中学校、東陽小学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校、泉小・中学校、八千把小学校)
令和 2 年度 参加者：273 名
(二見中学校、第八中学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校)

(3) 多文化共生講座

日本語交流サポーター養成講座

趣　　旨　日本語教室で外国人の学びの支援者となる「日本語交流サポーター」として活動を希望される方を対象に、「やさしい日本語」や支援を行う際のポイント等を学ぶ養成講座を開催するもの。

対　　象　市民（主に日本人、各回 20 名程度）

実　　績　令和 6 年度 2 月 16 日（計 1 回）
令和 4 年度 7 月 24 日、2 月 18 日（計 2 回）
令和 3 年度 6 月 28 日、7 月 3 日、11 月 6 日（計 3 回）

「やさしい日本語」講座

趣　　旨　市民、民間団体及び市職員を対象に、日本語が不慣れな外国人市民との円滑なコミュニケーションを取る手段の一つである「やさしい日本語」を学ぶことで、市民同士の相互理解を深めるとともに行政サービスの向上を図る。

実　　績　令和 6 年度 開催数：市職員対象 2 回、受講者：64 名
令和 5 年度 開催数：市民対象 1 回、受講者：12 名
　　　　　　　　　　市職員対象 2 回、受講者：63 名
令和 4 年度 開催数：市民対象 2 回、受講者：25 名
　　　　　　　　　　市職員対象 2 回、受講者：79 名
令和 3 年度 開催数：関係機関対象 1 回、受講者：50 名
令和 2 年度 開催数：市民対象 1 回、受講者：7 名＊オンライン講座

令和元年度 開催数：市職員対象 1回、受講者：63名
民間団体対象 3回、受講者：30名

日本語教室「にほんご交流ひろば」

趣 旨 日本語による交流を中心とした体験型の教室を実施することで、日本人市民と外国人市民が教える・教えられるといった関係性ではなく、楽しみながら日本語を学ぶ場を提供するもの。

対 象 市民（日本語交流サポーター、外国人）

実 績 令和 6 年度 開催数：10回
参加者（延べ人数）：外国人 80 名、日本人 119 名
令和 5 年度 開催数：11回
参加者（延べ人数）：外国人 90 名、日本人 121 名
令和 4 年度 開催数：9回
参加者（延べ人数）：外国人 116 名、日本人 146 名
令和 3 年度 開催数：3回
参加者（延べ人数）：外国人 36 名、日本人 66 名

国際交流員による各種講座

① 英会話講座

趣 旨 国際交流員を講師に生きた英会話を学ぶことで、受講生の英語コミュニケーション能力を高め、グローバル人材としての必要な資質を育成する。

対 象 市民・市職員

実 績 令和 5 年度 市職員対象英語サロン 開催数：1回、受講者：5名
令和 4 年度 市職員対象英語サロン 開催数：8回、受講者：33名
令和 2 年度 市職員対象英語サロン 開催数：1回、受講者：11名
令和元年度 市民対象講座 開催数：5回、受講者：25名

② 世界の料理教室

趣 旨 各国の家庭料理づくりを通じて異文化理解を深めるとともに、日本人・外国人問わず市民同士の相互理解の場を創出する。

対 象 市民

実 績 令和 6 年度 8月 25 日（場所：太田郷コミュニティセンター）
参加者：18名
12月 7 日（場所：太田郷コミュニティセンター）
参加者：12名
令和 5 年度 1月 28 日（場所：太田郷コミュニティセンター）
参加者：14名
令和 4 年度 2月 26 日（場所：太田郷コミュニティセンター）
参加者：14名
令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では

行わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。
令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では行
わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。

③ 図書イベント

- 趣 旨 市立図書館にある英語をはじめとする多言語図書を活用し、外国語や外国文化に
触れることで、市民の異文化理解の促進を図る。
- 対 象 市民
- 実 績 令和 6 年度 デニスと英語探検（多読イベント）9回
令和 5 年度 言語ブックフェア 1回
令和 4 年度 英語ブックフェア 1回
令和 3 年度 英語ブックフェア 1回

16 表 彰

(1) 名誉市民

施行年月日	平成17年8月1日（条例制定）
目的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推挙の方法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	<ul style="list-style-type: none">①市の公の式典への参列②市の施設の利用に対する便宜の供与③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明④その他市長が必要と認める特典

(2) 市民栄誉賞表彰

施行年月日	平成17年8月1日（規程制定）
趣旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に關係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その栄誉をたたえ表彰することが適當と認められるもの。
表彰の決定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民栄誉賞審議会を組織し決定する。
表彰の方法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。
待遇及び特典	<ul style="list-style-type: none">①市の公の式典への参列②死亡の際における哀悼の意の表明③その他市長が必要と認める待遇

(3) 有功者表彰

施行年月日	平成28年6月23日（規則制定）
表彰の基準	<ul style="list-style-type: none">①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者②特別職の職員として同一職に満16年以上在職した者③公益のため本市に1,000万円以上の私財を寄附した者④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者 　　そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。
待遇及び特典	<ul style="list-style-type: none">①市の公の式典への参列②死亡の際における市長による哀悼の意の表明③その他市長が必要と認める待遇

17 開発（港湾・干拓・土地開発）

(1) 港湾

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業地 用造成事業	環境整備業 事	その他	事業費	財源内訳		
										国	県	市
R2	4,740,000	192,000	621,000	0	182,000	0	0	58,500	5,793,500	3,063,670	2,378,905	350,925
R3	2,200,000	456,600	424,500	0	130,000	0	0	90,000	3,301,100	1,609,200	1,506,650	185,250
R4	3,350,000	0	465,000	0	100,000	0	0	0	3,915,000	2,126,475	1,543,525	245,000
R5	3,544,000	0	366,000	0	67,000	0	0	0	3,977,000	2,227,136	1,511,664	238,200
R6	2,800,000	0	339,000	0	275,000	0	0	0	3,414,000	1,776,200	1,441,300	196,500

(資料 熊本県港湾課)

八代港の海上出入貨物の推移

(単位:トン)

暦年	総計			外貿			内貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
R2	437,881	3,583,384	4,021,265	223,834	1,527,705	1,751,539	214,047	2,055,679	2,269,726
R3	493,159	3,751,867	4,245,026	302,270	1,815,232	2,117,502	190,889	1,936,635	2,127,524
R4	477,416	3,535,752	4,013,168	221,655	1,500,945	1,722,600	255,761	2,034,807	2,290,568
R5	495,674	3,481,999	3,977,673	269,426	1,576,514	1,845,940	226,248	1,905,485	2,131,733
R6	543,223	3,329,854	3,873,077	261,061	1,559,241	1,820,302	282,162	1,770,613	2,052,775

(資料 熊本県港湾課、八代港管理事務所)

公共岸壁数

外港: 5,000 トン岸壁 2 バース、10,000 トン岸壁 1 バース、15,000 トン岸壁 3 バース、
30,000 トン岸壁 1 バース、55,000 トン岸壁 1 バース、
220,000 トン岸壁 1 バース (クルーズ専用)

内港: 1,000 トン岸壁 7 バース、2,000 トン岸壁 8 バース、5,000 トン岸壁 2 バース、他

八代港の沿革

年号	概要
明治 5 年	蛇籠港に -1.5m 物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地 (専用物揚場 -2m) により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	重要港湾指定 (港湾法) (6 月 1 日)
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定 (不知火・有明・大牟田地区) 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成 (-7.5m、-9m)
昭和 41 年	貿易港指定 (関税法) (4 月 1 日)
昭和 42 年	木材指定港 (植物防疫法)
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成 (-10m)
昭和 57 年	港湾計画改訂 (外港地区 -12m 計画)
平成 4 年	外港地区岸壁 (-12m) 1 バース目完成
平成 6 年	外国産食糧 (麦) の輸入指定港 (4 月 1 日)
平成 7 年	港湾計画改訂 (大島地区岸壁 -14m 計画等)
平成 10 年	外港地区岸壁 (-12m) 2 バース目完成 外国産食糧 (米穀) の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁 (-10m) 4 バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い 5 万 T E U 達成 (1 月)
平成 17 年	港湾計画改訂 (外港地区岸壁 -14m 計画等)
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸 (興亜海運、高麗海運)
平成 19 年	-14m 岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い 10 万 T E U 達成 (9 月) 国際コンテナ定期航路協調配船スタート (11 月 23 日)

年号	概要
平成 20 年	小口混載貨物サービススタート（5月 16 日）
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航（4月 25 日） 重要港湾指定 50 周年（6月 1 日） コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定（8月 3 日）
平成 25 年	外港地区岸壁（-14m）及び泊地完成（3月末） 熊本県海上保安部八代分室が八代海上保安署に格上げ（5月 16 日） 港則法特定港指定（全国で 86 番目の特定港化）（10月 1 日）
平成 27 年	コンテナ取扱い 20 万 TEU 達成（8月）
平成 28 年	八代港貿易港指定 50 周年（6月） 港湾計画一部変更（外港地区旅客船埠頭 岸壁-12m 計画等）
平成 29 年	国際クルーズ拠点形成港湾に選定（1月、全国 6 港湾のうちの一つ） 国際旅客船拠点形成港湾に指定（7月）、新ガントリークレーン設置（7月）
平成 30 年	新コンテナターミナル供用開始（4月）
令和 2 年	国際クルーズ拠点「くまモンポート八代」完成（3月）
令和 3 年	県内港初となる台湾国際コンテナ定期航路就航（1月）
令和 4 年	八代港コンテナターミナル機能高度化 CFS 倉庫供用開始（7月）
令和 5 年	くまモンポート八代完成式典（9月）

海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税關支署（昭和 38 年開所）、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（昭和 45 年開所）、熊本海上保安部八代海上保安署（昭和 36 年開所、平成 25 年昇格）[いすれも八代港合同庁舎（昭和 48 年 3 月竣工）に入居]、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所
 ②県 八代港管理事務所

主要取扱貨物

(単位：トン)

暦年	出入 区分	1 位		2 位		3 位	
		品目	数量	品目	数量	品目	数量
R2	輸出	原木	114,430	金属くず	46,891	鋼材	28,716
	輸入	木材チップ	493,737	とうもろこし	398,998	石炭	215,029
	移出	セメント	92,967	化学薬品	45,695	鋼材	36,773
	移入	セメント	840,427	その他石油製品	303,116	揮発油	284,100
R3	輸出	原木	119,147	金属製品	34,267	金属くず	34,046
	輸入	木材チップ	541,252	とうもろこし	339,704	石炭	320,233
	移出	セメント	79,121	化学薬品	47,390	紙・パルプ	19,239
	移入	セメント	722,114	砂利・砂	385,640	その他石油	237,785
R4	輸出	原木	139,340	金属製品	34,140	金属くず	20,543
	輸入	木材チップ	473,967	とうもろこし	408,994	石炭	218,737
	移出	セメント	112,849	化学薬品	54,285	紙・パルプ	19,919
	移入	セメント	795,685	その他石油	322,550	揮発油	292,578
R5	輸出	原木	181,455	金属くず	32,306	金属製品	17,781
	輸入	木材チップ	549,821	とうもろこし	384,671	石炭	199,980
	移出	セメント	82,650	化学薬品	60,450	鋼材	30,220
	移入	セメント	710,043	その他石油	296,113	揮発油	287,201
R6	輸出	原木	197,067	金属くず	23,851	金属製品	8,019
	輸入	木材チップ	621,203	とうもろこし	365,506	石炭	192,424
	移出	セメント	77,754	砂利・砂	51,090	化学薬品	48,946
	移入	セメント	696,667	揮発油	271,288	その他石油	269,193

(資料 熊本県港湾課)

大型クルーズ客船寄港実績

暦年	客船名及び寄港回数
R2(0)	なし
R3(0)	なし
R4(4)	にっぽん丸（3）、ぱしふいっくびいなす（1）
R5(15)	にっぽん丸（2）、クイーン・エリザベス（1）、コスタ・セレーナ（1）、MSC・ベリッシマ（5）、ブルードリームスター（1）、スペクトラム・オブ・ザ・シーズ（2）、飛鳥Ⅱ（1）、メディタラニア（1）、セブンシーズ・エクスプローラー（1）
R6(32)	にっぽん丸（2）、リゾートワールドワン（6）、ブルードリームメロディ（4）、コスタ・セレーナ（2）、スペクトラム・オブ・ザ・シーズ（5）、MSCベリッシマ（1）、バイキング・エデン（4）、セレブリティ・ミレニアム（3）、アドラー・マジックシティ（2）、メディタラニア（2）、リビエラ（1）

順不同、（ ）内の数字は寄港回数

業事拓干(2)

○藩政時代(歴史上明らかなるもの)

(单位:ha)

○明治以降

① 郡築新地（事業主体：八代郡）

沿革 明治29年 6月 八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
" 30年 2月 八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手(日本勧業銀行より434,304円借入)
" 33年 7月 堤防及び潮止口地囲工事着手
12月 松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
" 35年 5月 台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任せられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託(日本勧業銀行より354,000円余借入)
" 36年 未完成工事部分の請負契約締結
" 37年2月9日 潮止工事完工
" 37年 入植開始(37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸)(人口1,332人)(以上はいずれもその年における在入植戸数)出身地別入植戸数(大正6年)339戸(八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸)
明治42年 熊本県令をもって郡築村と命名

築造面積 1,046.7ha

堤防延長 5,692m

築造費 83万円

② 明治新田（事業主体：民間共同(坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎)）

沿革 明治29年 4月 堤防築造工事起工
" 32年 完工

築造面積 258.8ha (うち耕地230ha)

築造費 210万円

入植者 10人、他は地元増反者

③ 県営南新地（事業主体：熊本県）

沿革 大正8年12月 工事請負契約締結
" 9年 3月 起工
" 11年12月 潮止口決壊
" 12年 3月 大鞘川筋堤防決壊
" 14年 6月 完工
" 15年 3月 197haの整地を終え、第1回目70戸入植
昭和2年 5月 第2回目85戸入植

築造面積 570.45ha (この外、同時施工の北新地(文政村) 637.00ha)

築造費 598万円 (北新地施工分含む)

④ 金剛干拓（事業主体：国）

沿革 昭和18年 8月 農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
" 22年 9月 農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
" 32年 3月 開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、
営農開拓開始
" 33年 3月 工事完工

築造面積 420ha (うち耕地315ha)

堤防延長 7,470m

築造費 6億7,136万円

土地配分 a 入植者168戸、268.8ha(1戸当たり1.6ha)、出身地別内訳〔熊本県141戸(八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4)、長野県20戸、鹿児島県7戸〕
b 地元増反187戸、46.2ha (1戸0.03~0.4ha)

- ⑤ 八代港干拓 (事業主体：国(工事は熊本県において代行))
- | | | |
|----|----------|--|
| 沿革 | 昭和21年 | 農林省において農業用干拓地として事業計画策定 |
| | 〃 22年 4月 | 工事着手 (24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降) |
| | 〃 40年10月 | 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収 (面積255.02ha) |
| | 〃 40年 | 工事完了 |
- 築造面積 253.18ha
 堤防延長 3,669.2m
 工業用地造成事業 (熊本県施工)
- 面積 216.6ha (工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha)
 同上工区別面積 第1工区70.2ha(埋立、分譲完了)、第2工区60.7ha(埋立、分譲完了)、第3工区85.7ha(埋立、分譲完了)
- 石油配分基地 14.92ha (昭和41年12月基地建設)
- 進出企業 8社
- ⑥ 芦北干拓 (事業主体：国(営)(工事は熊本県が代行))
- | | | |
|----|----------|---|
| 沿革 | 昭和22年 | 面積179.8ha(日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6)の干拓を目的にして日奈久工区より着手 |
| | 〃 26年 | 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は廃工に計画変更 |
| | 〃 40年 | 基本工事完了 |
| | 〃 41年 | 県施行による付帯事業 (道路用排水路、その他) 完成 |
| | 〃 42年10月 | 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha(0.055ha～7戸、0.5ha～26戸) 非補助入植 (漁業補償) 60戸、8.4ha (1戸当たり0.14ha) |
- 築造面積 33.03ha (うち耕地25.25ha)
 堤防延長 1,994m
 築造費 2億7,236万円
- ⑦ 日奈久地先埋立 (昭和55年～平成3年)
- | | |
|----|---|
| 面積 | 23.76ha |
| 用途 | 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地 |
- 概算総事業費 40億8,300万円 (内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円)
- ⑧ 鏡地域
- | | | |
|---------------|-------|----------|
| 大正15年 (1926年) | 県営北新地 | 637.00ha |
|---------------|-------|----------|

(3) 八代市土地開発公社

- 設立 昭和49年3月30日 [従来の財団法人八代市開発公社(昭和45年9月1日設立)を組織変更]
 目的 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため
- 設立団体 八代市
 資本財産 300万円
 組織 ①理事会
 【解散同意時 (令和4年2月7日現在)】
 理事長1名 副理事長1名 常務理事1名 理事12名 監事1名
 【令和4年4月1日現在】
 理事長1名 副理事長1名 常務理事1名 理事2名 監事1名
 ②事務局
 【令和4年4月1日現在】
 事務局長1名 事務局4名
- 業務 ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 ウ 公営企業の用に供する土地
 エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

- オ 観光施設事業の用に供する土地
 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする
 臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一團
 の土地造成事業を行うこと。
- ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行ふ。
 ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併
 せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくも
 の及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、
 測量その他これらに類する業務を行うこと。

主な事業

①用地取得（買収）

(単位、面積：m²、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取 得17区画

②土地造成

(単位、面積：m²、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	工 期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63.6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H 3. 3.19～H 3.6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H 3.2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H 3. 6.29～H 3.9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H 4.10.21～H 5.2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H 9. 1. 6～H 9.3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H 8.12. 8～H 9.3.24	

③用地処分（売却）

(単位、面積：m²、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	処 分 先	摘 要
H2 ～ H3	麦島線道路用地	1,589.81	56,259	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
H4 ～ H19	日奈久地先埋立事業	228,116.75	3,838,024	建設省 八代市	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H21	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H17 ～ H29	有佐駅西側宅地整備事業	6,872.51	125,553	個 人	全24区画 所有権移転

④経 緯

平成17年8月1日、1市2町3村による市町村合併に伴い、旧鏡町（平成6年10月28日設立10月28日設立）の土地開発公社は解散し、保有地である有佐分譲地は新八代市の八代市土地開発公社が引き継いだ。

引き継いだ後の有佐分譲地も平成29年度に完売し、設定してあった『買戻し特約』の解除手続きも令和3年2月末に完了し、令和4年3月末現在で保有する土地や有形固定資産、債権等もなく、活動資金として約2千万円（資本金含む）を保有していた。

⑤解 散 令和4年5月23日

土地開発公社の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで、年々上昇する地価への影響を抑えるなど、公共事業の推進を担ってきたが、バブル経済崩壊以降、全国的に都市部を除き、土地価格の下落、横ばいの傾向が続き、先行取得の必要性が低下した。また、当公社において、平成17年度を最後に土地取得の実績が無く、先行取得の予定がないことから、令和4年2月7日の公社理事会において解散の同意を得て、令和4年3月市議会において解散議決を経た後、熊本県知事の認可を受け、令和4年5月23日に解散した。

⑥清算結了 令和4年11月4日

解散後は熊本県知事に清算人の届出を行い、3回の官報公告を行い、また令和4年7月13日の第1回清算人会にて公社解散時までの決算を認定した。その後、債権の申出がなかったことを受け、残余財産（20,603,780円）の八代市への帰属等の清算手続きを進め、令和4年11月4日の第2回清算人会において、清算の結了が承認された。また、清算結了の登記及び熊本県知事へ清算結了の届出を行い手続きが完了した。

⑦清算人会

【解散認可時（令和4年5月23日現在）】

清算人5名 監事1名

⑧解散から清算結了

日付	土地開発公社	八代市（用地課）
R4. 2. 7	公社理事会（解散同意）	
R4. 2. 28		市議会へ公社解散議案提出
R4. 3. 18		市議会解散議案可決
R4. 4. 21	公社理事会（清算人選任）	
R4. 5. 11		県知事へ解散認可申請
R4. 5. 23		県知事解散認可
R4. 5. 27		県知事解散認可書受領
R4. 5. 31	法務局へ解散・清算人登記申請	
R4. 6. 8	法務局解散・清算人登記完了	
	県官報販売所へ官報公告掲載申込	
	県知事へ清算人就任の届出	
R4. 6. 27	官報公告掲載（第1回）	
R4. 6. 28	令和4年度事業決算報告監査	
R4. 6. 29	官報公告掲載（第2回）	
R4. 7. 1	官報公告掲載（第3回）	
R4. 7. 6	官報公告掲載料支払（振込）	
R4. 7. 13	公社第1回清算人会（令和4年度決算報告）	
R4. 8. 27	公告期間満了（債権申出なし）	
R4. 10. 20	現務を終了し、市へ残余財産引渡し	残余財産の帰属(20,603,780円)
R4. 11. 4	決算報告書監査	
R4. 11. 4	公社第2回清算人会（清算報告・清算結了）	
R4. 11. 7	法務局へ清算結了登記申請	
R4. 11. 14	県知事へ清算結了届出	
	八代市へ清算結了の報告	
R4. 11. 16	県課税課へ法人異動届提出	
R4. 11. 25		市長へ清算結了報告
R4. 11. 28		12月議会へ清算結了報告書提出

18 広域行政

(1) 八代広域行政事務組合

①構成団体

八代市、氷川町（1市1町）

②共同処理事務

ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
に関する事務。

イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務

a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

③組織機構 80ページ参照

④議会の組織

議員定数 10人

選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）

任期 関係市町議会議員として在任する期間

⑤執行機関の組織

ア 管理者及び副管理者

関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。
その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。

イ 会計管理者

管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

ウ 監査委員

管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。その任期は組合議員のうちから選任される者にあっては、組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とする。

⑥職員現数 消防職員 245人

⑦組織の概要（R7.4.1現在） 消防本部（169ページ参照）

⑧経費の負担割合

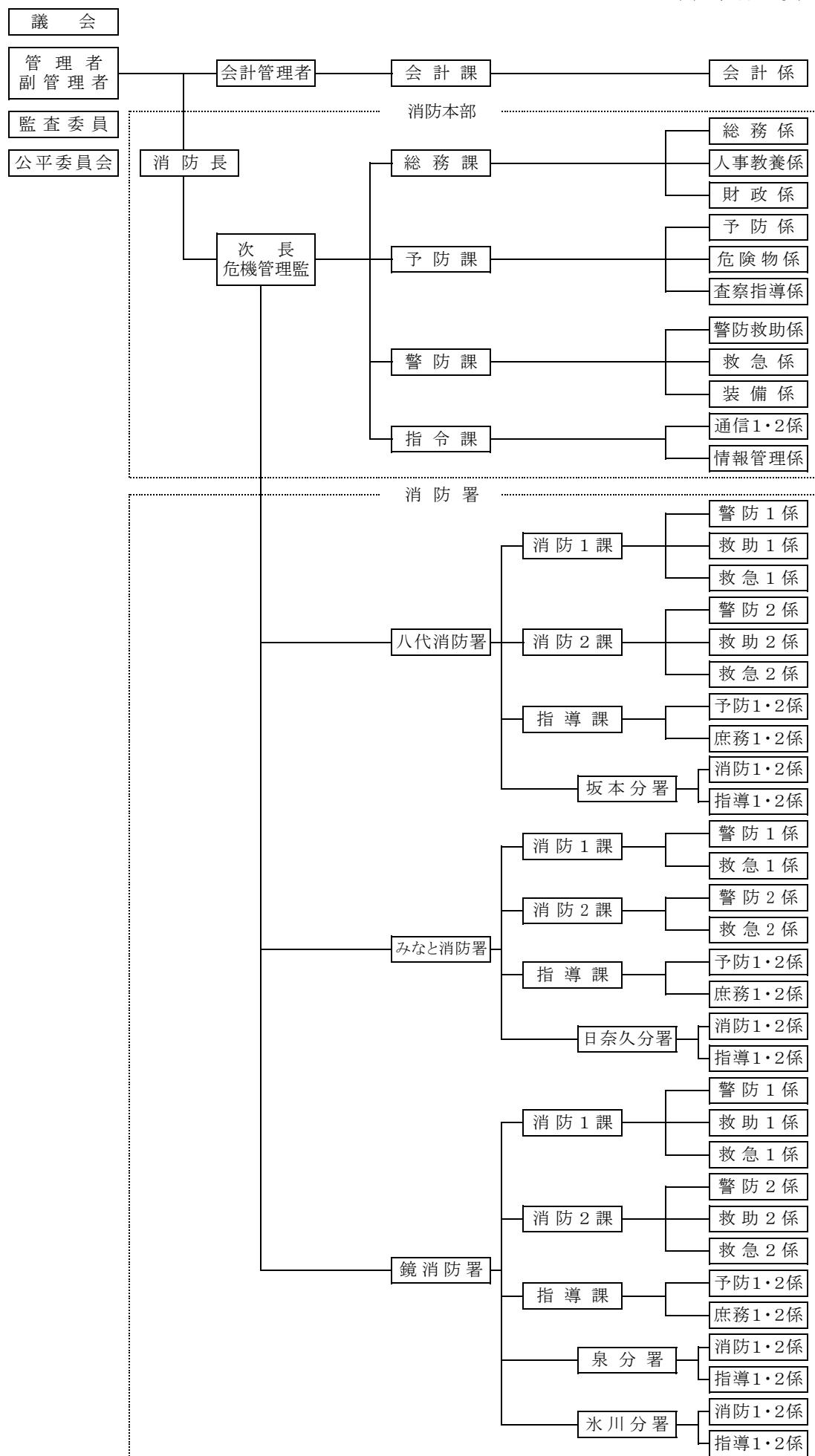
区分	第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1 経常費	(1)地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2 建設事業費	(1)組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費については八代市が負担する。	
3 その他	(1)1及び2に定めるものほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

令和7年度(2025年度)予算額(当初)3,020,500千円

うち八代市負担分 2,060,531千円

【八代広域行政事務組合の機構図】

令和7年4月1日現在



(2) 氷川町及び八代市中学校組合

設立	昭和 36 年 3 月 1 日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和 50 年 10 月 28 日より施行)(市議会の議決は同年 6 月 21 日)
構成団体	八代市、氷川町
組合の事務	組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く。)を管理し、及び執行する。
議会の組織	議員定数 8 人
選挙方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市 4 人、氷川町 4 人)
執行機関の組織	管理者・副管理者 各 1 人置き、関係市町長の互選による選任。任期は当該市町長として在任する期間 会計管理者 管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの 監査委員 氷川町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の議員の中から選任(任期は組合議員の任期) 経費の負担割合 関係市町の生徒数(5 月 1 日現在)をもって按分 生徒数 114 人(八代市 2 人、氷川町 112 人) 学級数 6 学級 職員数 26 人 (校長 1 人、教頭 1 人、事務長 1 人、教諭 13 人、 養護教諭 1 人、栄養教諭 1 人、事務職員 1 人、給食調理員 3 人、図書司書 1 人、庁務手 1 人、講師 1 人、特別支援教育支援員 1 人)
	令和 7 年度予算額(当初) 78,692 千円(うち八代市負担分 1,409 千円)

(3) 八代生活環境事務組合

構成団体	八代市、氷川町（1市1町）
共同処理事務	上水道事業(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)適用事業)に関する事務 (八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) 次に掲げるじん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) ア じん芥処理施設の焼却施設の閉鎖及び当該焼却施設の閉鎖後のじん芥処理施設（最終処分場及び浸出水処理施設を除く。）の維持管理に関する事務 イ じん芥処理施設の焼却施設の解体に関する事務 ウ じん芥処理施設の最終処分場及び浸出水処理施設の管理運営に関する事務 エ じん芥処理施設の最終処分場の第 3 埋立地の覆土に関する事務 オ じん芥処理施設の最終処分場の被覆施設の解体に関する事務 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)
組織機構	組織図 84 ページ参照
議会の組織	議員定数 10 人
選出方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選出 (八代市 7 人、氷川町 3 人)
任期	関係市町の議会の議員として在任する期間
執行機関の組織	管理者及び副管理者 関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。 会計管理者 管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。 監査委員 管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から 1 人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から 1 人を、それぞれ選任。 その任期は、組合議員の中から選任される者にあっては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあっては 4 年とする。
職員現数	33 人
経費の負担割合	上水道事業 毎年度組合の議会の議決を経て予算で定める。 (昭和 63 年度以降徴収していない。) じん芥処理 ア及びイの事務 平成 11 年 4 月以降の可燃ごみの累計搬入量割 ウ及びオの事務 平成 18 年 2 月以降の可燃ごみの累計搬入量割 エの事務 平成 28 年 1 月以降の可燃ごみの累計搬入量割

し尿処理費 共通経費割 20% (八代市 7 分の 5、氷川町 7 分の 2)

国勢調査人口割 30%

し尿搬入量割 50%

火葬場 共通経費割 30% (八代市 6 分の 4、氷川町 6 分の 2)

国勢調査人口割 70%

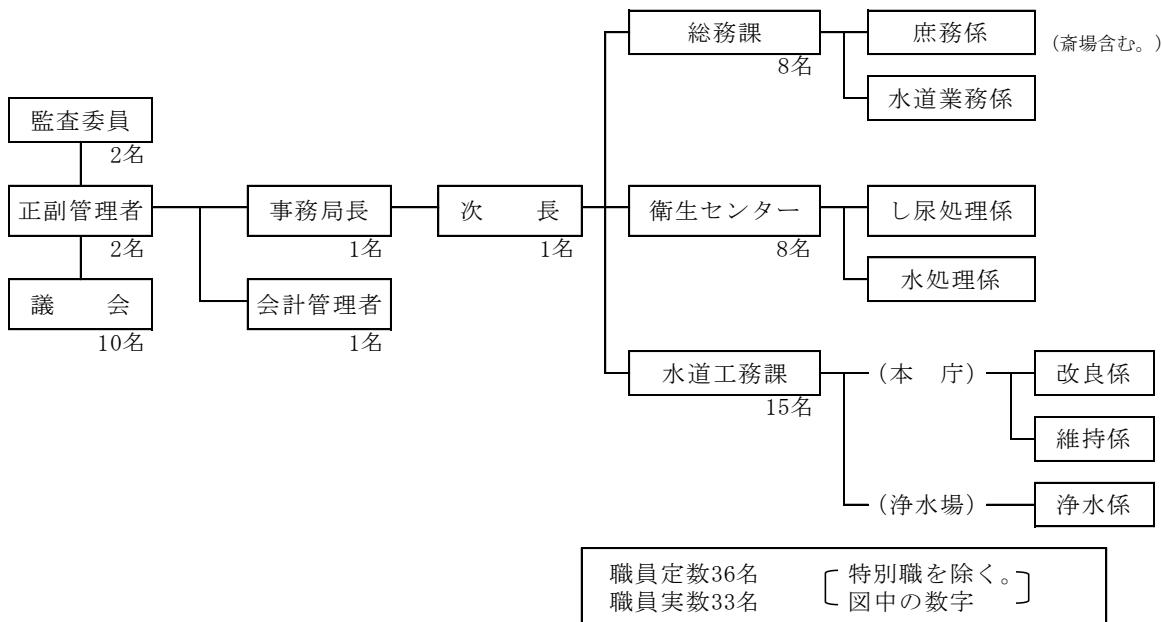
令和 7 年度一般会計予算額 (当初) 319,754 千円

うち、八代市負担分 179,060 千円

じん芥 40,646 千円
し尿 111,242 千円
火葬場 27,172 千円

【八代生活環境事務組合行政組織図】

令和7年4月1日 現在



○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日 事業創設認可 昭和43年11月25日 供用開始 昭和48年6月1日

地方公営企業法適用年月日 昭和44年4月1日 (全部適用)

現在給水人口 16,514人 (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)

同 戸 数 7,260戸 (同上)

普 及 率 71.91% (対給水区域内人口比) (同上)

施 設

水 源 地 氷川ダム 取水能力 (1日) 10,500m³ (八代生活環境事務組合全域)

導 水 管 調圧水槽～浄水場入口 : ϕ 700～ ϕ 600mm、DCIP管、総延長 L = 6,159m

椎屋浄水場 (八代市東陽町大字北)

着 水 井 36m³

ϕ 300電動バタフライ弁 (流量調整弁)

ϕ 300電動仕切り弁 (自動開閉弁)

薬品混和池 壓型フロッシャミキサー 0.75KW、40R/min、1基、22m³

フロック形成池 壓型フロキュレーター 0.4KW、4R/min、2基 2池 286m³

沈殿池 壓型フロキュレーター 0.4KW、6R/min、2基

横流式傾斜板、気圧式自動排泥装置 (スカッシャー)

2池 1,750m³

急速ろ過池 2層ろ過 (砂、アンソライト)、自動洗浄方式

ろ過面積 12.5m²/池、10池

第1浄水池 2池 491m³

第2浄水池 1池 800m³

薬品注入設備 次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ (前塩、後塩) 3基

ホリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基

粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基

自家発電装置 100KVA、220V、1基

泉町送水ポンプ施設 ϕ 50*89m*0.42m³/m*11KW 2台

送水管 浄水池～配水池 : ϕ 400mm、塗覆装鋼管、L = 6,790m

ϕ 200mm、DCIP管、L = 1,774m

ϕ 400mm、DCIP管、L = 611m

配水池 ・ 東段配水池 RC造 2池 3,600m³

・ 野津配水池 PC造 1池 3,000m³

・ 第3配水池 PC造 1池 5,000m³

配水管 ϕ 50～ ϕ 450mm、総延長 L = 232,283m

加圧ポンプ施設	・泉町平ポンプ場 ・泉町尾園ポンプ場 ・泉町土生ポンプ場 ・東陽町黒渕ポンプ場 ・東陽町重見ポンプ場 ・東陽町栗林ポンプ場 ・氷川町桜ヶ丘ポンプ場 ・氷川町川上ポンプ場 ・氷川町大野ポンプ場	$\phi 80*66m*0.45m^3/min*11KW$ 2台 $\phi 40*90m*0.22m^3/min*7.5KW$ 2台 $\phi 40*90m*0.22m^3/min*7.5KW$ 2台 $\phi 40*60.5m*0.16m^3/min*3.7KW$ 2台 $\phi 32*60m*0.14m^3/min*3.7KW$ 2台 $\phi 50*67m*0.36m^3/min*7.5KW$ 2台 $\phi 100*60m*0.70m^3/min*5.5KW \times 3$ 1台 $\phi 50*68m*0.36m^3/min*7.5KW$ 2台 $\phi 25*45m*0.07m^3/min*1.1KW$ 1台
---------	---	---

取水量（令和6年度）※令和6年3月～令和7年2月

1日最大 $5,648m^3$ (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)

1日平均 $5,007m^3$ (同上)

年間総配水量 $1,861,920m^3$ (同上)

給水量（令和6年度）※令和6年3月～令和7年2月 (同上)

$1,861,920m^3$

有 収 水 量 $1,639,879m^3$ 有 収 率 88.07%

導・送・配水管延長 $247,617m$ (八代生活環境事務組合全域)

沿革 (八代生活環境事務組合全域)

- ① S43. 4. 15 「八代郡上水道組合」設立
- ② S43. 11. 25 上水道事業許可
- ③ S44. 4. 1 「八代郡水道企業団」に名称変更
- ④ S44. 12. 17 建設事業 総事業費 $1,001,369$ 千円
 - 計画給水人口 41,000人
 - S48. 3. 31 1日最大給水量 $9,950m^3$
- ⑤ S48. 6. 1 給水開始
- ⑥ S51. 6. 30 「八代郡生活環境事務組合」設立のため「八代郡水道企業団」解散
- ⑦ S51. 7. 1 「八代郡生活環境事務組合」設立
- ⑧ S54. 3. 31 净水場排水処理施設完成
- ⑨ S63. 3. 31 净水場急速ろ過池改良工事完成
- ⑩ H4. 2. 28 現在地に新庁舎を建設
- ⑪ H8. 3. 15 净水場沈殿池横流板傾斜装置工事完成
- ⑫ H9. 3. 15 净水場急速ろ過池増設工事完成
- ⑬ H10. 3. 15 野津配水池築造工事完成
- ⑭ H11. 1. 29 净水場中央監視盤及びデータロガー更新工事完成
- ⑮ H17. 3. 22 第2浄水池築造工事完成
- ⑯ H21. 1. 19 排水処理場天日乾燥床増設工事
- ⑰ H26. 3. 25 第3配水池築造工事完成
- ⑱ H28. 2. 25 第3配水池倉庫築造工事完成

水道使用料金

①専用給水装置 (令和4年10月使用分～)

種 別	料 金		(水量 1立方メートルにつき)	
	基本料金 (1月につき)			
	水 量	料 金		
一 般 用	8立方メートル	1,210円	151.25円	

※消費税を含む (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)

事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

(単位：千円)

事 項		年 度	R2	R3	R4	R5	R6
給 水 人 口	(人)	25,467	25,347	24,887	24,447	24,037	
普及率(対給水区域人口)	(%)	72.14	73.03	72.15	71.80	71.55	
総 配 水 量	(m ³)	3,432,153	3,386,578	3,285,041	3,360,789	3,382,498	
一 日 最 大 配 水 量	(m ³)	10,446	10,827	11,283	10,421	10,458	
有 収 水 量	(m ³)	3,118,464	3,101,513	3,005,507	3,046,520	3,048,128	
有 収 率	(%)	90.86	91.58	91.49	90.65	90.11	
導・送・配水管延長	(m)	245,226	246,221	247,188	247,469	247,617	
職 員 数	(人)	12	12	12	12	14	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	425,716	406,315	425,038	457,269	451,527	
	うち (1) 給 水 収 益	389,152	391,845	400,616	425,644	425,465	
	(2) 受 託 工 事 収 益	34,668	12,889	22,205	28,617	19,180	
	2. 営 業 外 収 益	5,999	6,068	6,089	6,117	7,014	
	3. 特 別 利 益	0	0	0	0	0	
	總 収 益 (A)	431,715	412,383	431,127	463,386	458,541	
	1. 営 業 費 用	391,318	353,084	378,320	400,028	432,498	
	うち (1) 人 件 費	70,916	62,593	61,565	62,563	78,131	
	(2) 経 費	216,529	185,238	210,662	230,116	241,865	
	(3) 減 働 償 却 費	103,873	105,253	106,093	107,349	112,502	
	2. 営 業 外 費 用	9,550	5,985	7,706	8,080	7,334	
	3. 特 別 損 失	17	23	935	9	11	
	總 費 用 (B)	400,885	359,092	386,961	408,117	439,843	
	当年度純利益(損失)(A)-(B)	(C)	30,830	53,291	44,166	55,269	18,698
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (未処理欠損金)		(D)	60,749	98,626	176,932	80,269	43,698
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 等 処 分 額	(E)	4,919	20,335	107,766	0	0
	年 度 末 積 立 金 残 高	(F)	264,652	275,147	220,672	264,837	320,106
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (累計欠損金)	(G)	29,919	45,335	132,766	25,000	25,000
	(1) 企 業 債	(イ)	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支	(2) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		1,584	825	1,012	2,552	4,376
	收 入 計	(H)	1,584	825	1,012	2,552	4,376
	(1) 建 設 改 良 費		90,608	106,618	203,422	84,443	87,115
	(2) 企 業 債 償 戻 金	(ロ)	23,493	23,874	24,263	24,658	25,060
	(3) そ の 他		0	0	0	0	0
	支 出 計	(I)	114,101	130,492	227,685	109,101	112,175
	差 引 き 計	(H)-(I)	△ 112,517	△ 129,667	△ 226,673	△ 106,549	△ 107,799
流 動 資 產 (J)		349,495	429,255	469,131	453,605	429,958	
流 動 負 債 (K)		49,179	96,370	200,317	127,346	78,297	
不 良 債 務 (L)		—	—	—	—	—	
企 業 債 現 在 高 (イ)+前 年 度 の (ハ)-(ロ)		(ハ)	428,380	404,506	380,243	355,585	330,525
減 働 償 却 累 計 額		2,243,551	2,343,377	2,442,276	2,543,787	2,637,991	

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡冰川町梅 353 番地 1）

工 期	着工 平成 16 年 7 月	竣工 平成 18 年 1 月
施 工 者	株式会社 鴻池組	
対象事業実施区域面積	13,500 m ²	
埋立用地面積	13,020 m ² (内埋立面積 5,499 m ²)	
最終処分場埋立地		
埋立形式	一般廃棄物最終処分場	
埋立容量	約 19,032 m ³	
埋立期間	約 10 年間	
埋 立 物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣	
浸出水処理施設		
処理能力	25 m ³ /日	
浸出液調整槽容量	250 m ³	
処理方式	凝集沈殿処理 + 逆浸透 (R O) 膜処理 + 中和・消毒処理	
汚泥処理方式	濃縮 + 蒸発乾燥	
総工事費	2,123,103 千円	
財源内訳	国庫補助 327,112 千円	地方債 1,468,000 千円
	一般財源 327,991 千円	
工事費内訳		
	本体工事 1,753,500 千円	
	調査・計画・設計 29,581 千円	
	県条例環境影響調査 100,345 千円	
	整備計画・実施計画 30,450 千円	
	補助申請・工事管理 35,175 千円	
	用地取得・払い下げ 174,052 千円	

○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）

設 置

工 期	着工 昭和 51 年 7 月	竣工 昭和 53 年 3 月
施 工 者	栗田工業株式会社	
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式 (脱窒素運転) + 高度処理方式	
処理能力	60k1/日 (し尿: 48k1/日、浄化槽汚泥: 12k1/日)	
総工事費	699,283 千円	
財源内訳	国庫補助 102,300 千円	県補助金 500 千円
	地方債 557,300 千円	一般財源 39,183 千円
工事費内訳	本体工事 499,000 千円	附帯工事 200,283 千円

増改築等

工 期	着工 平成 4 年 7 月	竣工 平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去	
施 工 者	栗田工業株式会社	
総 工 費	138,020 千円	
財源内訳	地方債 102,700 千円	一般財源 35,320 千円
敷地面積	8,137 m ²	
職 員 数	8 名・委託 1 名	

○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期 着工 平成 6 年 5 月 9 日 竣工 平成 7 年 3 月 10 日

施 工 者 富士建設工業株式会社

構造及び面積 総用地面積 18,820.66 m²

敷地面積 3,537.25 m²

建築面積 1,020.35 m²

延床面積 838.82 m²

構 造 鉄筋コンクリート平屋建

火葬炉 大型炉 3 基

総事業費 694,891 千円

財源内訳 地方債 618,100 千円（資金運用部資金・市町村振興資金）

一般財源 76,791 千円

工事費等内訳 用地・立木補償費 33,703 千円

用地造成・進入道路工事 254,359 千円

建築・火葬炉設備・外構工事 353,290 千円

場内舗装工事費・その他 20,373 千円

測量・設計・工事監理費 33,166 千円

職 員 数 委託 3 名

斎場使用料

種 別		単 位	使 用 料	
			構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円	20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円	15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円	10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円	5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円	20,000 円

19 市 庁 舎

(1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所 ※	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着工	令和元年 9月30日	-	平成 4年 6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年 3月
竣工	令和 4年 1月17日	-	平成 5年 7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年 2月
構造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート、CLT	-	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m ²	23,923.40	-	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m ²	5,679.24	-	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m ²	4,351.66	-	-	-	212.00	-
1階 m ²	5,247.91	-	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m ²	4,747.45	-	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m ²	3,780.33	-	832.27	1,169.85	-	364.00
4階 m ²	2,914.95	-	-	-	-	-
5階 m ²	2,914.95	-	-	-	-	-
6階 m ²	2,784.34	-	-	-	-	-
7階 m ²	568.63	-	-	-	-	-
塔屋1階 m ²	-	-	140.63	84.52	-	-
基本設計	株式会社久米設計	-	-	-	-	-
実施設計	株式会社久米設計	-	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	前田建設工業・和久田建設・松島建設	-	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	
電気設備	建設工事共同企業体	-	九電工・太陽建設共同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	西田工業株式会社
機械設備		-	日産・第一建設共同企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

※坂本支所はR3.3～R8.3（予定）まで仮設庁舎（リースで運用）

鉄骨造 敷地面積：1,985.24m² 建築面積：500.83m²

(2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	16,833,251	-	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	-	-	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	484,286	-	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	13,732,630	-	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	-	-	125,145	80,560	21,054	-
機械設備	-	-	198,790	164,949	24,700	-
外構工事、付帯工事	1,407,941	-	221,763	138,381	3,000	-
備品購入	346,787	-	137,963	60,000	34,430	-
その他	861,607	-	17,247	35,176	-	-
国県支出金	-	-	-	-	-	30,000
基金繰入金	196,576	-	777,026	380,000	148,400	-
地方債	16,102,900	-	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	533,775	-	448,279	337,871	6,728	50,828

(3) 八代市庁舎内市民交流エリア

① 市民交流エリア（八代市松江城町1番25号）

工 期 着工 令和元年10月 竣工 令和4年1月
 開 館 令和4年2月14日
 施 設 (単位: m²)

多目的ホール	265.49
会議室A	39.41
会議室B	48.52
会議室C	85.10
会議室D	69.55
会議室E	60.75
会議室F	41.10
合 計	609.92

使 用 料

施設名	午 前		午 後		夜 間	全 日	時間外 1時間当たり
	9時～12時		13時～17時		18時～22時	9時～22時	
多目的ホール	4,500円		6,000円		6,000円	16,500円	1,500円
会議室A・B・F	1,300円		1,800円		1,800円	4,900円	450円
会議室C・D・E	1,500円		2,000円		2,000円	5,500円	500円

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。
- 2 午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後6時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連續して利用するときにあっては午後0時から午後1時までについて、午後から夜間まで連續して利用するときにあっては午後5時から午後6時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の10割増に相当する額とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホールに限るものとする。

令和 6 年度 市民交流エリア利用状況

区分 施設	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数			稼働率 (D/C)	入場者数 人
					午前	午後	夜間		
多目的ホール	350	111	31.7	1,046	79	98	58	235	22.5
会議室 A	358	165	46.1	1,072	83	103	52	238	22.2
会議室 B	357	125	35.0	1,071	82	87	40	209	19.5
会議室 C	356	186	52.2	1,068	122	125	41	288	27.0
会議室 D	356	55	15.4	1,068	41	50	21	112	10.5
会議室 E	356	30	8.4	1,068	25	24	12	61	5.7
会議室 F	356	74	20.8	1,068	53	39	14	106	9.9
合計	2,489	746	30.0	7,461	485	526	238	1,249	16.7
									20,798

20 坂本町復興計画

(1) 坂本町復興計画（計画期間 令和2年度～概ね10カ年）

目 的 坂本町は、令和2年7月豪雨により幹線道路や橋梁の倒壊、坂本町の中心にあった坂本支所、JR肥薩線、病院、郵便局等の生活サービスの拠点や球磨川本流支流沿岸を中心に甚大な被害を受けた。

この計画は、生活の再建に向けて被災した住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、被災した住民とともに、災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け「創造的復興」を進めていくことを目的としている。

基本理念 みんなで取り戻す 生き生き笑顔のさかもと
～ひとりも取り残さない 安心なまちづくり～
～次世代へつなぐ 安全なまちづくり～
～みんなで取り組む 持続可能なまちづくり～

基本目標 基本理念の実現に向けて、「くらし・コミュニティ」の再生と「産業・経済」の再生を両輪として取り組みを進め、「社会基盤・防災」の再生で下支えすることにより、地域の復興を着実に推進することを目指す。

(2) 坂本町復興まちづくり計画（計画期間 令和3年度～概ね5カ年）

目 的 令和2年度に策定した「坂本町復興計画」に基づき、国や県、関係機関と連携しながら地域振興につながる創造的復興を推し進めている。地域ごとの課題や思いを踏まえながら、各地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めることで、坂本町全体の地域振興につなげることが大変重要である。また、被災された方々をはじめとする住まいの再建や坂本支所等の再建、避難先の確保等は喫緊の課題であり、より具体的な検討を行う必要があることから、地域住民と一緒にになり、坂本町の一日も早い復興を推進することを目的として本計画を策定。

計画の構成 (1) 地区別復興まちづくり計画
旧小学校8校区において復興へ向けた地域振興のアイデア等を盛り込んだ計画を策定
(2) 復興まちづくりを支える主な取組
①災害公営住宅の整備
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、坂本町内に災害公営住宅を整備
②坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成
利便性の高いまち機能を集約し、賑わい再生を目指す
③避難先の確保や新たな防災拠点の整備
身近な避難先の確保や令和2年7月豪雨の経験から、球磨川の右岸・左岸それぞれに「防災拠点」を確保